

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
第6節 削除	<u>第6節 石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付</u>
	<u>(石油化学製品製造用揮発油等に係る製造工場の承認申請手続等)</u>
	6-1 法第6条第1項((石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付))に規定する製造工場についての税関長の承認の申請手続については、次による。
	(1) 令第20条((製造工場の承認申請手続))に規定する申請書は、「石油化学製品製造工場の承認申請書」(P-7400)とし、2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。 なお、承認に際しては、特に承認の期間を定める必要はない。
	(2) 上記(1)の承認申請書は、承認を受けようとする製造工場の属する企業の代表者の名をもつて提出させる。ただし、当該企業の事務組織等の関係上やむを得ない事情があると認められる場合には、当該製造工場の責任者の名をもつて行わせて差し支えない。
	(3) 令20条第2項((石油化学製品製造用揮発油等に係る製造工場についての変更の届出))に規定する届出書は、適宜の様式により2通(原本、交付用)を提出させ、受理したときは、うち1通(交付用)に受理印(C-5000)を押なつして届出者に交付する。
	<u>(承認を受けた製造工場について関税関係法令の違反があつた場合等の処理)</u>
	6-2 前記6-1(1) (石油化学製品製造用揮発油等に係る製造工場の承認申請手続)により承認を受けた製造工場が、承認申請書記載事項(数量に係る部分を除く。)について変更があつたにもかかわらず、前記6-1(3)の届出書を提出しなかつた場合、前記6-1(3)により届出された変更の内容が還付に係る揮発油等の使用数量等の確認に支障をもたらすものである場合その他不当に還付を受け又は受けようとした場合等であつて、製造工場の承認を取り消すことが適当と認められるときは、あらかじめ本省に報告するものとする。
	<u>(製油用の輸入重油から製造された揮発油等の取扱い)</u>
	6-3 重油として輸入され、製油用に供された石油は、法第6条第1項((石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付))に規定する「原油等」として取り扱い、当該重油として輸入された石油から製造された揮発油等は、同項の規定による関税還付の対象として差し支えない。
	<u>(石油化学製品及び還付率の指定表の適用方法等)</u>
	6-4 令第19条((石油化学製品及び還付率の指定等))の規定の適用については、次による。

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
	<p>(1) 同条第1項の表(以下本項において「表」という。)の各号の下欄に規定する還付率は、当該各号上欄に掲げる石油化学製品の製造の際に他の石油化学製品が同時に製造されることも考慮して算定されるので、例えば、表第1号((揮発油等の熱分解によるオレフィンの製造))中欄の製造設備において同号上欄の製品を製造する際に製造された分解ガソリンを使用して、表第2号((改質揮発油又は改質炭化水素油によるベンゼン等の製造))中欄の製造設備において同号上欄の製品を製造する場合には、当該分解ガソリンについて更に表第2号下欄の還付率を適用して二重還付することのないよう留意する。</p> <p>(2) 表の中欄に掲げる還付の対象となる揮発油、A重油、B重油、灯油及び軽油の容量は、温度摂氏15度におけるものとする。</p> <p>(3) 表の各号の適用に当たつては、次の点に留意する。</p> <p>イ 表第1号の規定は、化学的に単一のエチレンの製造を主目的として揮発油等を熱分解する場合に適用するものとし、他の目的、例えば揮発油を原料として都市ガスを製造する際に生ずる同号の上欄に掲げる石油化学製品を副産物として回収する場合には適用しない。</p> <p>ロ 表第2号の規定は、改質揮発油又は芳香族成分の含有率が重量比で50%を超える改質炭化水素油(以下本項において「改質油」という。)からベンゼン、トルエン、若しくはキシレン(関税率表第29類に該当するものに限る。ただし、キシレンにあつては、同表第27類に該当するものであつても日本工業規格(K2435)に定めるC芳香族炭化水素が97%以上のものを含む。)のいずれかを製造する場合、又はこれらの1以上及びノルマルヘキサン(関税率表第29類及び同表第2710.11号の1の(1)のBに該当するものに限る。)を製造する場合に適用する。</p> <p>同号中欄の「芳香族炭化水素抽出設備」とは、抽出溶液を使用して非芳香族成分と芳香族成分を分離する設備であり、「抽出蒸留設備」とは、加熱条件下において抽出溶剤を使用して抽出と蒸留を同時に行う設備である。したがつて、芳香族炭化水素抽出設備と芳香族炭化水素抽出蒸留設備が併設されている場合にあつては、これらの設備に投入される改質揮発油又は改質油の数量を合算したものに対し一括して関税が還付される。</p> <p>なお、同号下欄の還付率は、投入原料に対する製品の製造歩留りが重量比で35%を超えるものを対象として算出してあるので、この率に満たない製造歩留りのものについては、直ちに本省(関税局関税課)に報告する。</p> <p>ハ 表第3号((改質油を原料とする水素添加脱アルキル反応によるベンゼン等の製造))に規定するベンゼン、トルエン又はキシレンは、いずれも関税率表第29類に該当するものに限る。</p> <p>なお、同号下欄の還付率は、投入原料に対する製品の製造歩留りが重量比で45%以上のものを対象として算出してあるので、この率に満たない製</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
	<p>造歩留りのものについては、直ちに本省（関税局関税課）に報告する。</p> <p>二 表第4号((改質揮発油又は改質油によるキシレンの製造))の規定は、改質揮発油又は改質油を直接分留することによりキシレン（関税率表第29類に該当するものに限る。ただし、同表第27類に該当するものであつても日本工業規格（K2435）に定めるC 芳香族炭化水素が97%以上のものを含む。)を製造する場合に適用する。</p> <p>同号の規定によるキシレン分留の場合においては、改質揮発油又は改質油は当該改質揮発油又は改質油に混入している軽質油留分（炭素数7以下の炭化水素）を分離するため、キシレン分留設備に投入される前に前蒸留塔に投入されるが、この前蒸留塔はキシレン分留設備に含まれないから留意する。</p> <p>ホ 表第6号((石油ガスを原料とするイソブチレン又はブテン-1の製造))の規定は、ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガス（減圧蒸留留出油等を流動接触分解（F.C.C.）することにより得られるF.C.C.-4留分をいう。）を硝酸と反応させてイソブチルスルホン酸として抽出分離し、カセイソーダでイソブチレンを再生後、蒸留を経てイソブチレン（関税率表第29類に該当するものに限る。）又はイソブチレンを抽出分離して得られる残渣ガスを蒸留してブテン-1(1-ブテン、1-ブチレン等とも称する。関税率表第29類に該当するものに限る。)の製造を行う場合に適用される。</p> <p>ヘ 表第7号((揮発油を原料とする酢酸その他の脂肪族カルボン酸又はアセトンの製造))の規定は、原料揮発油を空気により酸化し、主として酢酸、ぎ酸又はブルピオン酸を直接的に製造する場合に適用される。したがつて、オレフィン製造設備の分解炉で熱分解により揮発油から製造されたエチレンよりアセトアルデヒドを経て酢酸を製造する場合（アセトアルデヒド法）には、表の第1号の規定によりエチレンに対し還付される点に留意する。</p> <p>ト 表第9号((灯油のうちノルマルパラフィンを原料とする直鎖アルキルベンゼンの製造))の規定は、直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の95%以上のノルマルパラフィン（関税率表第2710.11号の1の(2)及び第2710.19号の1の(1)に掲げる灯油に該当するものに限る。）を原料として脱水素又は塩素化によりノルマルオレフィン又はモノクロルパラフィンをつくり、これにベンゼンを反応させて直鎖アルキルベンゼンを製造する場合に適用される。</p> <p>上記脱水素又は塩素化の工程では、一通油当たりのノルマルパラフィンの反応率は、副反応を抑制するため15~20%程度にとどめられるが、未反応のノルマルパラフィンは製品と分離後、循環して再び使用されるので、還付の対象となるノルマルパラフィンの数量は、新規に反応器に投入された数量として差し支えない。</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
	<p>チ 表第 10 号((石油ガスを原料とするプロピレンの製造))の規定によるプロピレン分留の場合においては、プロピレン及びプロパンを主成分とする石油ガス(P - P 留分)は、当該石油ガスに混入している少量の C 留分(エタン)を分離するため、プロピレン分留塔に投入される前にエタン分離塔に投入されるが、このエタン分離塔はプロピレン分留設備には含まれないから、留意する。</p> <p>リ 表第 12 号((水素製造設備の分解炉に投入される揮発油によるシクロヘキサン等の製造))に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(イ) 同号の規定は、原料である揮発油から直接得られる水素及びこれと同時に生成する一酸化炭素を転換して得られる水素を化学反応させてシクロヘキサン、カプロラクタム又はアンモニア(以下本項において「シクロヘキサン等」という。)を製造する場合に適用される。この場合において、例えば、揮発油の分解のための熱源として金属製反応管の外部で消費される揮発油については、シクロヘキサン等の原料としては認められず、還付の対象とはならないので、留意する。</p> <p>なお、後記 6 - 5(石油化学製品製造用揮発油等の使用数量等の届出及び確認)に規定する届出書に記入する「製品」には、シクロヘキサン等のほか、次のものを含む。</p> <p> A シクロヘキサン等の製造工程において生成する混合ガス又は水素ガスが当該製造工程において燃料として使用され、又はその他シクロヘキサン等の製造用以外の用途に使用されたときは、当該混合ガス又は水素ガス</p> <p> B シクロヘキサン等の製造工程において副産する一酸化炭素、パージガス等</p> <p>(ロ) 粗製揮発油をパージガス等で脱硫した後に水素製造設備の分解炉に投入する場合において、当該脱硫工程において気化し、パージガス等に随伴して燃料用等に使用される揮発油は、同号中欄に規定する「水素製造設備の分解炉に投入される揮発油」には含まれないので、留意する。</p> <p>この場合において、工場設備等の関係から水素製造設備の分解炉に投入される揮発油の数量測定が困難であるときは、当該脱硫に供されたパージガス及びその廃ガス等の流量、温度、圧力及び組成並びに粗製揮発油の蒸気圧及び分圧等を勘案して、気化したと認められる揮発油の粗製揮発油に対する数量割合を理論的に決定し、当該割合(当該割合が一定の幅をもつて算定される場合には、最高の割合)により算出される数量の揮発油が気化したものとみなし、脱硫工程に投入された粗製揮発油の数量から当該気化したものとみなす揮発油の数量を控</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
	<p>除した数量の揮発油が水素製造設備の分解炉に投入されたものとする。</p> <p>ただし、上記廃ガス等の冷却設備により気化した揮発油が回収される場合等粗製揮発油の数量と水素製造設備の分解炉に投入される揮発油の数量との間に実質的な差異がないと認められるときは、当該粗製揮発油について測定した数量が水素製造設備の分解炉に投入されたものとして差し支えない。</p> <p>(4) 令第19条第3項((還付対象数量))の規定に関する取扱いについては、次による。</p> <p>イ 同項に規定する「その精製ガス」とは、シクロヘキサン等の製造工程のうち一酸化炭素転化炉からシクロヘキサン等の合成塔前までの工程において精製された水素ガスをいうものとする。</p> <p>ロ 同項に規定する水素ガスを揮発油等の脱硫のために使用したときは、同項に規定する「シクロヘキサン等の製造用以外の用途に使用された」となるので、留意する。</p> <p>ハ シクロヘキサン等の製造工程における生成物のうち同項に規定する混合ガス及び水素以外のもの（例えば、シクロヘキサン等の製造工程で除去される一酸化炭素、バージガス等）については、シクロヘキサン等の製造の際の副産物であり、令第19条((石油化学製品及び還付率の指定等))第1項の表の各号の下欄において規定する還付率の算定に当たり、既にこれらの副産物の数量に対応する数量の揮発油等の負担する関税の額は控除されているので、これらの副産物の数量に対応する揮発油等の数量を、水素製造設備の分解炉に投入された揮発油等の数量から控除する必要はないから、留意する。</p> <p>二 同項の規定を適用する場合において、工場設備等の関係から、シクロヘキサン等の製造用に使用される混合ガス又は水素ガスの数量を直接に測定することが困難なときは、シクロヘキサン等の製造用以外の用途に使用（以下本項において「用途外使用」という。）される混合ガス又は水素ガス中の有効成分（水素及び一酸化炭素をいう。以下本項において同じ。）の数量をすべて水素の数量に理論換算するとともに、有効成分を原料として製造されるシクロヘキサン等の製品及び当該製品の製造過程において副産するバージガス等についても、その含有する有効成分の数量に理論換算して換算水素総発生数量を算出し、これに対する当該用途外使用された混合ガス又は水素ガスの水素換算数量の割合を基準として、揮発油等の還付対象数量を算定して差し支えない。</p> <p>（アンモニア製造の場合の計算例）</p> <p>分解炉に投入された揮発油等の数量 150 K L</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
	<p><u>アンモニアの生産数量</u> 200トン</p> <p><u>パージガスの数量</u> 15トン(含有水素の重量割合10%)</p> <p><u>用途外使用したガスの数量</u> 14トン(含有水素の重量割合17%)</p> <p><u>換算水素総発生数量</u> $200\text{ トン} \times 3 / 17(3\text{H} / \text{NH}_3) + 15\text{ トン} \times 0.1 + 14\text{ トン} \times 0.17 = 39.18\text{ トン}$</p> <p><u>用途外使用したガスの水素換算数量</u> $14\text{ トン} \times 0.17 = 2.38\text{ トン}$</p> <p><u>揮発油等の還付対象数量</u> $150\text{ K L} \times (1 - 2.38 / 39.18) = 140.89\text{ K L}$</p> <p>亦 同条に規定する混合ガス中の有効成分を部分的に用途外使用し、残余の有効成分を水素ガスの製造工程に再び戻す場合には、上記二に規定する方法に準じ、当該用途外使用した有効成分の数量に対応する揮発油等の数量を算出し還付対象数量から控除する。</p> <p>(石油化学製品製造用揮発油等の使用数量等の届出及び確認)</p> <p>6-5 法第6条第2項((石油化学製品製造用揮発油等の使用数量等の届出及び確認))に規定する届出書は、「石油化学製品製造用揮発油等の使用数量の届出書」(P-7410)とし、2通(原本、確認書用)を提出させ、記載事項につき確認したときは、うち1通(確認書用)に確認印(C-5000)を押なつし、令第21条第2項((石油化学製品製造用揮発油等の使用数量等の届出の確認書))に規定する確認書として届出者に交付する。この場合における確認は、製造工場の日報、月報その他の書類により、また必要に応じ、隨時現場におけるタンク検尺、流量計等により行う。</p> <p>(石油化学製品製造用揮発油等に係る関税還付の申請手続)</p> <p>6-6 令第22条((関税還付の手続))に規定する申請書は、「石油化学製品製造用揮発油等の関税還付申請書」(P-7420)とし、2通(原本用、会計検査院送付用(関税定率法基本通達10-9(4)(変質、損傷等による戻し税の手続)参照))を提出させる。</p> <p>なお、関税還付の申請は、上記6-5(石油化学製品製造用揮発油等の使用数量等の届出及び確認)に規定する届出書1通ごとによらず、数通分を取りまとめて1申請により行わせて差し支えない。</p> <p>(還付率査定のための実績報告)</p> <p>6-7 令第19条((石油化学製品及び還付率の指定等))に規定する還付率は、過去の生産状況等を基礎として算出されたものであり、今後も実績に応じて調整する</p>

新	旧
	<p>必要があるので、前記 6-1(1) (石油化学製品製造用揮発油等に係る製造工場の承認申請手続等)により承認した製造工場における次の各項目の1月分の実績を取りまとめ、翌月中に本省(関税局関税課)へ報告する。</p> <p>ただし、石油化学製品製造用灯油又は軽油が他の原材料と混合使用される場合にあつては、報告書に記載すべき数量は、当該製造工場における製造方法、工場設備及び製造工程並びに混合使用される他の原材料の種類その他の事情を勘案して合理的と認められる数量(例えば、製造管理のために使用されるコンピュータ・シミュレーションに基づく数量等)に基づくこととして差し支えない。</p> <p>なお、次の各項目の実績は、特に支障がない限り、前記 6-5(石油化学製品製造用揮発油等の使用数量等の届出及び確認)による確認の際に併せて調査することとし、当該承認工場の日報、月報その他の書類、流量計等の計器類、記録紙(チャートグラフ)等を点検して確認するものとする。</p> <p>(1) 製造方式別の使用原料の投入数量並びに製品及び副産物の製造数量(いずれも重量ベース)</p> <p>イ 使用原料が液状の場合には、容量(15度に換算したもの)を併記する。</p> <p>ロ 製品及び副産物は、反応後の一次製品(例えば、トップガス、エチレン、プロピレン、B B 留分、分解ガソリン、分解重油等)により区分して記載する。</p> <p>(2) 上記(1)の製品及び副産物のうち、石油化学製品製造用以外の用途(例えば、自動車用ガソリン又はLPGの製造用等)に使用し、又は当該用途に供するため譲渡したもの及び燃料として消費したものがあつた場合には、その用途及び数量(重量ベース)</p> <p>第7節 石油アスファルト等に係る関税の還付</p> <p>(石油アスファルト等の規格)</p> <p>7-1 法第7条第1項((石油アスファルト等に係る関税の還付))に係る石油アスファルト及び石油コークスの規格は、同項に規定されているとおり、それぞれ関税分類に基づくこととされており、石油アスファルトには石油ピッチが含まれることに、留意する。</p> <p>(石油アスファルト等に係る製造工場の承認申請手続等)</p> <p>7-2 法第7条第1項((石油アスファルト等に係る関税の還付))に規定する製造工場についての税關長の承認の申請手続等については、次による。</p> <p>(1) 令第23条第1項((製造工場の承認申請手続))に規定する申請書は、「石油アスファルト等製造工場の承認申請書」(P-7550)とし、2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印(C-)</p>

第7節 削除

第7節 石油アスファルト等に係る関税の還付

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
	<p>5006) を押なつして申請者に交付する。</p> <p>なお、承認に際しては、特に承認の期間を定める必要はない。</p> <p>(2) 令第23条第2項((石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付に関する規定の準用))において準用する令第20条第2項((石油化学製品製造用揮発油等に係る製造工場についての変更の届出))の規定の適用については、前記6-1(3) (石油化学製品製造用揮発油等に係る製造工場の承認内容の変更届)の規定を準用する。</p>
	<p>(製造工場の承認申請書に記載する「その他参考となるべき事項」の意義)</p> <p>7-3 令第23条第1項第4号((製造工場の承認申請書に記載すべき事項))に規定する「その他参考となるべき事項」は、前記7-2(1) (石油アスファルト等に係る製造工場の承認申請手続)に規定する「石油アスファルト等製造工場の承認申請書」(P-7550)に記載すべき事項その他税関において必要と認められる事項とする。</p>
	<p>(還付の対象となる石油アスファルト等製造用原料油等の取扱い)</p> <p>7-4 令第25条第1項((関税還付の手続))に規定する原料油等(以下この節において「原料油等」という。)の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 重油として輸入され、製油用に供された石油は、同項に規定する「原油等」として取り扱い、当該重油として輸入された石油から製造された石油コークス又は石油アスファルト(以下この節において「石油アスファルト等」という。)は、法第7条第1項((石油アスファルト等に係る関税の還付))に規定する関税還付の対象として取り扱つて差し支えない。</p> <p>(2) 石油アスファルト等の製造に使用される原料品が、保税作業により製造されたものである場合には、輸入の許可を受けたものに限り還付対象の原料油等となることに、留意する。</p> <p>なお、石油アスファルト等の製造が、保税作業と連続して行われる場合にあつては、「石油精製作業における原料課税扱いについて」(昭和41年12月10日蔵関第1294号)の記の3の(1)により取り扱うものとする。</p> <p>(3) 法第7条第1項の規定により関税還付を受けた石油アスファルト等は、還付対象の原料油等には該当しない。したがつて、当該石油アスファルト等から製造された石油アスファルト等については、同項の関税還付の対象とならないことに、留意する。</p>
	<p>(「製造工場内において燃料として消費した場合」の意義及び取扱い)</p> <p>7-5 法第7条第1項に規定する「製造工場内において燃料として消費した場合」の意義及び取扱いは、次による。</p>

新	旧
	<p>(1) <u>製造される石油アスファルト等を製造工場内において燃料として消費する場合には、その消費の目的にかかわらず、製造工場内において燃料として消費の事実が発生したときは、法第7条第1項((石油アスファルト等にかかる関税の還付))に規定する「製造工場内において燃料として消費した場合」に該当する。したがつて、石油アスファルト等を燃料として消費した結果得られたエネルギー(熱、電気等)を当該製造工場外で利用する場合であつても、還付の対象となることに留意する。</u></p> <p>(2) <u>石油アスファルトの貯蔵用タンク、製造装置等からボイラー等の燃焼設備に直結された配管内において、重油等を混和し、燃料として消費している場合で、次のいずれかにも該当するときは、混和前の当該石油アスファルトが燃料として消費されているものとし、混和前の石油アスファルトについて還付の対象として取り扱つて差し支えない。</u></p> <p>なお、消費された石油アスファルトの数量が確定できない場合は還付の対象とならないことに留意する。</p> <p>イ <u>石油アスファルトを燃焼した際に排出される排気ガス等に係る公害防止、環境規制に適合させるため、石油アスファルトの燃焼効率を向上させるため等の目的で重油等を混和しているものであること</u></p> <p>ロ <u>石油アスファルトに重油等を混和した後のものがすべて燃料として消費されていること</u></p> <p>ハ <u>重油等を混和した石油アスファルトを燃焼するボイラー等が重油等を混和する前の石油アスファルトを燃焼するための装置を有しており、その燃焼装置により燃焼しているものであること(いわゆる石油アスファルト燃焼用のバーナーを装備した燃焼装置において、そのバーナーで燃焼しているものであること)</u></p> <p><u>(石油アスファルト等の性状の確認等)</u></p> <p>7-6 <u>法第7条第1項((石油アスファルト等に係る関税の還付))の関税の還付を受けようとする石油アスファルト等の性状の確認については、次により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>石油アスファルト等を移出する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる頻度により性状の確認を行うものとする。</u></p> <p>イ <u>製造される石油アスファルト等を専用タンクに貯蔵した後、移出する場合において、製造工場の設備、貯蔵された当該石油アスファルト等と他の物品との混合の有無、移出の方法その他の事情を勘案して、当該専用タンク等から移出場所までの間ににおいて当該石油アスファルト等が石油アスファルト等の規格を満たすことが明らかであると認められるとき。当該専用タンク等で確定する製造ロット(当該製造ロットと同種の製造ロットを</u></p>

新	旧
	<p>含む。)につき月1回ごと</p> <p>口 石油アスファルト等の製造に使用される原料油等の種類、製造工場の製造方法、工場設備及び製造工程、同種の原料品の過去の製造実績、製造された当該石油アスファルト等と他の物品との混合の有無、移出の方法その他の事情を勘案して、工場設備の特定の地点から移出場所までの間に置いて製造された当該石油アスファルト等が石油アスファルト等の規格を満たし、かつ、当該石油アスファルト等の製造の開始及び終了の時期が容易に確認できることが明らかであると認められるとき。当該製造の期間で確定する製造ロット(当該製造ロットと同種の製造ロットを含む。)につき月1回ごと</p> <p>ハ 上記イ又は口に該当しないとき。石油アスファルト等の移出ごと(当該移出が時間的に連続して行われる場合又は当該頻度が過大であることにより性状の確認が著しく事務の負担となると認められる場合にあつては、1日1回以上一定時刻ごと)(ただし、原料油等の種類、製造工程その他の事情を勘案して石油アスファルト等の規格を満たさないおそれがあるものについては、必ず性状の確認を行うものとする。)</p> <p>(2) 上記(1)のイ及び口において「同種の製造ロット」とは、ある製造ロットの石油アスファルト等と、石油アスファルト等の製造に使用される原料油等の種類、製造工場の製造方法、工場設備及び製造工程、同種の原料品の過去の製造実績、製造された当該石油アスファルト等と他の物品との混合の有無、移出の方法その他の事情を勘案して、同種の性状を持つと認められる石油アスファルト等からなる製造ロットをいう。</p> <p>(3) 上記(1)のハに該当する場合において「1日1回以上一定時刻ごと」の性状の確認とは、1日1回以上一定時刻に性状の確認のための分析見本を採取し、採取した見本について個々に性状を確認する方法とする。</p> <p>なお、性状の確認の結果、採取した見本が石油アスファルト等の規格を満たさないときは、当該見本の採取前に採取した見本で最後に当該規格を満たしたものの採取の時点から当該見本採取後に採取した見本で最初に当該規格を満たしたものの採取の時点までの間に移出された石油アスファルト等は、還付対象とはならないことに、留意する。</p> <p>(4) 石油アスファルト等が燃料として消費される場合には、原則として、1日1回以上一定時刻に性状の確認のための分析見本を採取し、採取した見本について個々に性状の確認を行うものとする。ただし、使用される原料油等の種類、製造工場の製造方法、工場設備及び製造工程、同種の原料品の過去の製造実績、消費の方法その他の事情を勘案して、当該石油アスファルト等が石油アスファルト等の規格を満たすことが明らかであると認められる場合には、あらかじめ別に定める分析見本の採取頻度によることとして差し支えな</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
	<p>い。</p> <p>なお、性状の確認の結果、採取した見本が石油アスファルト等の規格を満たさない場合には、上記(3)のなお書きの規定を準用する。</p> <p>(5) 上記(1)のイ及びロ並びに(2)の規定は、石油アスファルト等を燃料として消費する場合について準用する。</p> <p>(6) 分析事務の取扱いに関しては、「当事者分析取扱要領の制定について」(昭和 48 年 5 月 31 日蔵関第 650 号)により取り扱うものとする。</p> <p>(石油アスファルト等の数量の確認)</p> <p>7-7 法第 7 条第 1 項((石油アスファルト等に係る関税の還付))の関税の還付を受けようとする石油アスファルト等の数量については、次による。</p> <p>(1) 石油アスファルト等の重量を基礎として数量を確認する場合 原則として、次の条件を満たす計量器により重量を測定する。</p> <p>イ 計量器の使用公差は千分の 2 以下であること。</p> <p>ロ 計量法(平成 4 年法律第 51 号)の規定による検査(計量法の規定による検査を要しない計量器については、使用当初及びその後おおむね 2 年に 1 回以上行われるこれに準じる検査)の際に、計量器の器差検査を行つたものであること。</p> <p>(2) 石油アスファルトの容量を基礎として数量を確認する場合 容量の測定は「石油精製作業における原料課税扱いについて」(昭和 41 年 12 月 10 日蔵関第 1294 号)の記の 1 の(1)に規定する方法(温度に対する容量換算の部分を除く。)により、測定した容量の温度 15 への換算は原則として日本工業規格(JIS K 2207 及び JIS K 2249)に定める石油アスファルト又は燃料油の温度に対する容量換算表(容量換算表が適用できない場合にあつては、容量換算式)により換算をする方法により行い、これらを基礎として重量を算出する。 なお、石油アスファルトの密度を測定していない場合にあつては、温度 15 における密度を 1 リットル当たり 1.03 キログラムとみなして差し支えない。</p> <p>(還付対象外原料品を混合した場合の取扱い)</p> <p>7-8 還付対象の原料油等に、工場設備又は製造技術上やむを得ない事情等により、還付対象外の石油製品、石油等の残留物等を混合したものを原料として使用し、石油アスファルト等を製造した場合の還付対象となる石油アスファルト等の数量は次による。</p> <p>(1) 還付対象となる石油アスファルト等の数量は、原則として、当該製造された石油アスファルト等の数量に全原料品の数量に占める還付対象の原料油</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
	<p>等の数量の割合を乗じて得た数量とする。</p> <p>(2) <u>還付申請者が上記(1)による取扱いを選択しない場合、又は原料として使用した還付対象外の原料品が還付対象の原料油等により重質である等の理由により上記(1)による場合には過大還付となるおそれがある場合には、還付対象となる石油アスファルト等の数量は、製造された当該石油アスファルト等の数量から原料として使用した還付対象外の原料品が当該石油アスファルト等の製造設備に投入されるものとした場合に製造される石油アスファルト等の数量に相当するものとして還付対象外の当該原料品の種類、製造工場の製造方法、工場設備及び製造工程、同種の原料品の過去の製造実績その他の事情を勘案して合理的と認められる数量を控除した数量とする。</u></p> <p>(3) <u>還付対象の原料油等及び還付対象外の原料品の数量の確認については、「石油精製作業における原料課税扱いについて」(昭和 41 年 12 月 10 日蔵関第 1294 号) の記の 1 の(1)に規定する方法による。</u></p> <p><u>(還付対象となる石油アスファルト等と還付対象外の石油アスファルト等に関する同時蔵置の取扱い)</u></p> <p>7 - 9 <u>還付対象となる石油アスファルト等と還付対象外の石油アスファルト等との同時蔵置が行われる際には、当該同時蔵置による混合物が引き続き石油アスファルト等の規格を満たすこと及び還付対象となる石油アスファルト等の数量の確定方法を明確にすることに、留意する。</u></p> <p><u>(石油アスファルト等に係る関税還付の申請手続)</u></p> <p>7 - 10 <u>令第 25 条第 1 項((関税還付の手続))に規定する申請書は、「石油アスファルト等の関税還付申請書」(P - 7560) とし、2 通(原本、会計検査院送付用(関税定率法基本通達 10 - 9(4)参照))を提出させる。</u></p> <p><u>令第 25 条第 2 項((還付申請書に添付すべき書類))に規定する金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項については、令第 26 条((帳簿の備付け))に規定する帳簿、後記 7-13(石油等の残留物の移入に係る書類の提出)に規定する「石油等の残留物の移入に係る書類(P - 7570)」後記 7-15(石油コークスの製造工場への移出の証明)に規定する「石油コークスの製造工場への移出に係る証明書」(P - 7580)その他の書類により、また必要に応じ、隨時現場におけるタンク検尺、流量計等により確認する。</u></p> <p><u>(承認を受けた製造工場について関税関係法令の違反があつた場合等の処理)</u></p> <p>7 - 11 <u>前記 7 - 2(1) (石油アスファルト等に係る製造工場の承認申請手続)により承認を受けた製造工場が、承認申請書記載事項について変更があつたにもかかわらず、前記 7 - 2(2)(石油アスファルト等に係る製造工場の承認内容の変更届)</u></p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
	<p><u>の届出書を提出しなかつた場合、7-2(2)により届出された変更の内容が還付に係る石油アスファルト等の移出又は消費の数量に支障をもたらすものである場合その他不當に還付を受け、又は受けようとした場合等であつて、製造工場の承認を取り消すことが適當と認められるときは、あらかじめ本省に報告するものとする。</u></p> <p><u>(石油アスファルト等に係る帳簿の備付け)</u></p> <p><u>7-12 令第26条((帳簿の備付け))の規定により石油アスファルト等製造業者が備え付けるべき帳簿は、法定要件を備えているものであれば、製造工場において使用している原料品、石油アスファルト等に係る関係帳簿をもつて足りるものとする。</u></p> <p><u>(石油等の残留物の移入に係る書類の提出)</u></p> <p><u>7-13 法第7条第2項((石油等の残留物の移入に係る書類の提出))の規定により石油アスファルト等製造業者が提出すべき書類は、「石油等の残留物の移入に係る書類」(P-7570)とする。</u></p> <p><u>(石油等の残留物の移入に係る書類に記載する「その他参考となるべき事項」の意義)</u></p> <p><u>7-14 令第27条第3号((石油等の残留物の移入に係る書類に記載すべき事項))に規定する「その他参考となるべき事項」は、前記7-13(石油等の残留物の移入に係る書類の提出)に規定する「石油等の残留物の移入に係る書類」(P-7570)に記載すべき事項その他税關において必要と認められる事項とする。</u></p> <p><u>(石油コークスの製造工場への移出の証明)</u></p> <p><u>7-15 規則第6条の2((石油コークスの製造工場の移出の証明))に規定する石油アスファルト等製造業者が証する書類は、「石油コークスの製造工場への移出に係る証明書」(P-7580)とする。</u></p> <p><u>(加工組立減税の用語の意義)</u></p> <p><u>8-1 法第8条の規定に関する用語の意義は、次による。</u></p> <p><u>(1)及び(2)(省略)</u></p> <p><u>(3)令第20条第3項第25号(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)に規定する「包装に使用するもの」とは、関税率表第57類、第61類、第62類及び第63類の製品とともに輸入申告の際に提示され、かつ、当該製品の包装に通常使用される包装材料として認められるものであり、例えば、以下の</u></p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
<p>ものが含まれる。 イ～ハ(省略)</p> <p>(加工組立減税の適用上の留意事項)</p> <p>8 - 3 法第8条第1項第1号から第4号までに掲げる製品への本制度の適用については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 令第20条第2項各号、第4項、第6項各号及び第8項各号に定める行為が行われた場合、その行為がされた貨物を用いた製品の全体が、法第8条第1項第1号から第4号までに規定する「政令で定める加工又は組立てがされたもの」に該当するため、当該製品は、本制度の適用を受けることができない。</p> <p>(2) 令第20条第2項第2号及び第3号、第6項第2号及び第3号並びに第8項第2号及び第3号に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。 イ及びロ(省略)</p> <p>(3) 令第20条第2項第3号、第6項第3号及び第8項第3号に規定する「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、同号には、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しほ付け(しわを付けること)等の行為が含まれる。</p> <p>(4) 令第20条第4項に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。 イ～ハ(省略)</p> <p>(加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続)</p> <p>8 - 4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。</p> <p>(1) 令第22条第1項((加工又は組立用貨物の輸出の手続))に規定する申告書は、「加工・組立輸出貨物確認申告書」(P - 7700)(以下本節において「確認申告書」という。)とし、2通(原本、交付用)を輸出地を所轄する税関官署に提出させ、その記載事項を確認したときは、確認印(C - 5000)を押なつして1通(交付用)を申告者に交付する。なお、交付に際し、申告者に、交付用の確認申告書は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 令第22条第2項に規定する「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」は、契約書、注文書、委託先との往復文書その他加工又は組立のため原材料を輸出することが明らかになる書類(以下「契約書等」という。)とし、2通(原本、写し)を提出させ、確認したときは、うち1通</p>	<p>ものが含まれる。 イ～ハ(同左)</p> <p>(加工組立減税の適用上の留意事項)</p> <p>8 - 3 法第8条第1項第1号から第4号までに掲げる製品への本制度の適用については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 令第44条第2項各号、第4項、第6項各号及び第8項各号に定める行為が行われた場合、その行為がされた貨物を用いた製品の全体が、法第8条第1項第1号から第4号までに規定する「政令で定める加工又は組立てがされたもの」に該当するため、当該製品は、本制度の適用を受けることができない。</p> <p>(2) 令第44条第2項第2号及び第3号、第6項第2号及び第3号並びに第8項第2号及び第3号に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。 イ及びロ(同左)</p> <p>(3) 令第44条第2項第3号、第6項第3号及び第8項第3号に規定する「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、同号には、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しほ付け(しわを付けること)等の行為が含まれる。</p> <p>(4) 令第44条第4項に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。 イ～ハ(同左)</p> <p>(加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続)</p> <p>8 - 4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。</p> <p>(1) 令第46条第1項((加工又は組立用貨物の輸出の手続))に規定する申告書は、「加工・組立輸出貨物確認申告書」(P - 7700)(以下本節において「確認申告書」という。)とし、2通(原本、交付用)を輸出地を所轄する税関官署に提出させ、その記載事項を確認したときは、確認印(C - 5000)を押なつして1通(交付用)を申告者に交付する。なお、交付に際し、申告者に、交付用の確認申告書は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 令第46条第2項に規定する「加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類」は、契約書、注文書、委託先との往復文書その他加工又は組立のため原材料を輸出することが明らかになる書類(以下「契約書等」という。)とし、2通(原本、写し)を提出させ、確認したときは、うち1通</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
<p>(原本)を申告者に返付し、他の1通(写し)は原本と照合のうえ、確認申告書とともに保管する。なお、1契約に係る輸出原材料が分割又は継続して輸出される場合においては、2回目以降の輸出申告の際には、契約書等の提示をもってその提出に代えさせて差し支えない。</p> <p>また、契約書等が提出される場合には、確認申告書のうち「契約実績表(総括)(P-7700号-2)」及び「契約実績表(個別)(P-7700号-3)」の提出は要しないので留意する。</p> <p>(4)令第22条第2項ただし書の規定に基づき、契約書等が提出されない場合には、確認申告書の「その他参考となるべき事項」欄に「令第22条第2項ただし書扱い」である旨記載させ、確認申告書のうち「契約実績表(総括)(P-7700号-2)」及び原材料別の「契約実績表(個別)(P-7700号-3)」については「輸出原材料」欄を記載のうえ、提出させる。</p> <p>(5)法第8条第1項第1号から第4号までに該当する製品を製造する場合には、令第22条第3項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本(革の見本を含む。以下同じ。)を提出させる。</p> <p>ただし、生地見本の提出が困難な場合は、生地見本と同等に同一性の確認が可能となる資料を提出させる。また、製品、副資材についても必要に応じてサンプルを提出させる。</p> <p>この場合、1契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等の提出は省略させて差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。</p> <p>これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印(C-5000)を押なつして上記(1)の確認申告書とともに申告者に返付する。</p> <p>なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書等及び契約書等と一緒に管理し、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p>(6)(省略)</p> <p>(加工組立減税の手続)</p> <p>8-5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続きについては、次による。</p> <p>(1)令第23条第1項((加工又は組立てに係る製品の減税の手続))に規定する「加工又は組立てを証する書類」は、前記8-4の(3)に規定する契約書等とする。</p> <p>(2)令第23条第1項に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品減税明細書」(T-1060)に「附属書」(P-7710)を添付したものとし、加工・修繕・組立製品減税明細書1通(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計</p>	<p>(原本)を申告者に返付し、他の1通(写し)は原本と照合のうえ、確認申告書とともに保管する。なお、1契約に係る輸出原材料が分割又は継続して輸出される場合においては、2回目以降の輸出申告の際には、契約書等の提示をもってその提出に代えさせて差し支えない。</p> <p>また、契約書等が提出される場合には、確認申告書のうち「契約実績表(総括)(P-7700号-2)」及び「契約実績表(個別)(P-7700号-3)」の提出は要しないので留意する。</p> <p>(4)令第46条第2項ただし書の規定に基づき、契約書等が提出されない場合には、確認申告書の「その他参考となるべき事項」欄に「令第46条第2項ただし書扱い」である旨記載させ、確認申告書のうち「契約実績表(総括)(P-7700号-2)」及び原材料別の「契約実績表(個別)(P-7700号-3)」については「輸出原材料」欄を記載のうえ、提出させる。</p> <p>(5)法第8条第1項第1号から第4号までに該当する製品を製造する場合には、令第46条第3項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本(革の見本を含む。以下同じ。)を提出させる。</p> <p>ただし、生地見本の提出が困難な場合は、生地見本と同等に同一性の確認が可能となる資料を提出させる。また、製品、副資材についても必要に応じてサンプルを提出させる。</p> <p>この場合、1契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等の提出は省略させて差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。</p> <p>これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印(C-5000)を押なつして上記(1)の確認申告書とともに申告者に返付する。</p> <p>なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書等及び契約書等と一緒に管理し、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p>(6)(同左)</p> <p>(加工組立減税の手続)</p> <p>8-5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続きについては、次による。</p> <p>(1)令第47条第1項((加工又は組立てに係る製品の減税の手続))に規定する「加工又は組立てを証する書類」は、前記8-4の(3)に規定する契約書等とする。</p> <p>(2)令第47条第1項に規定する明細書は、「加工・修繕・組立製品減税明細書」(T-1060)に「附属書」(P-7710)を添付したものとし、加工・修繕・組立製品減税明細書1通(会計検査院に送付する必要がある場合には、</p>

新	旧
<p>検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))及び附属書2通(原本、交付用)を提出させ、その記載事項を確認したときは、確認印(C-5000)を押なつして附属書1通(交付用)を申告者に交付する。なお、<u>関税法第7条の2の規定に基づく特例申告に係る指定貨物にあつては、輸入者(その代理である通関業者を含む。)が当該附属書の税關確認印欄に特例申告である旨を記載(例えば、「特例申告」と明瞭に記載)することにより取り扱うものとする。</u></p> <p>ただし、1契約に係る加工又は組立てに係る製品の輸入申告を複数の税關官署に行う場合における2回目以降の輸入申告の際には、附属書の提出に代えて、既に確認を受けた附属書(交付用)を提出させることとする。</p> <p>(3) 減税の手続に当たっては、令第23条第1項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税關の確認後交付を受けた確認申告書(交付用)及び生地見本等を提示させるものとする。</p> <p>(4) 令第22条第2項ただし書の規定に基づき、原材料の輸出時に契約書等が提出されない場合には、各委託加工契約の最初の製品の輸入時に、確認申告書中「契約実績表(総括)(P 7700号-2)」の「契約に係る輸出原材料価格」欄に、1契約に係る輸出原材料の輸出申告価格を記入させ、「契約実績表(個別)(P 7700号-3)」の「契約数量」欄に、当該委託加工契約における輸出原材料ごとの数量(以下この節において「契約数量」という。)を記入させ、「残数量」欄に、輸出原材料ごとの実輸出数量から契約数量を差し引いた残数量を記入させ、「税關確認印」欄に、確認印(C 5000)を押なつする。<u>関税法第7条の2の規定に基づく特例申告に係る指定貨物にあつては、輸入者(その代理である通関業者を含む。)が当該契約実績表の税關確認印欄に特例申告である旨を記載(例えば、「特例申告」と明瞭に記載)することにより取り扱うものとする。</u>なお、輸入者が希望する場合は、各委託加工契約が結ばれてから最初の製品の輸入時までの間に、上記契約数量の確認手続を行って差し支えない。また、各委託加工契約の2回目以降の製品の輸入申告の際には、税關が原本と照合した確認申告書の写しを確認申告書として提示させて差し支えない。</p> <p>(5) 及び(6) (省略)</p> <p>(加工組立減税に係る減税額算定の基礎となる輸出原材料の範囲)</p> <p>8 - 8 加工又は組立てに係る製品の減税額を算出するに当たって輸出原材料に含める範囲については、次による。</p> <p>(1) 輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第22条第1項((加工又は組立用貨物の輸出の手続))に規定する税關長の確認を受けたものであって、当該原材</p>	<p>会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4参照))及び附属書2通(原本、交付用)を提出させ、その記載事項を確認したときは、確認印(C-5000)を押なつして附属書1通(交付用)を申告者に交付する。ただし、1契約に係る加工又は組立てに係る製品の輸入申告を複数の税關官署に行う場合における2回目以降の輸入申告の際には、附属書の提出に代えて、既に確認を受けた附属書(交付用)を提出させることとする。</p> <p>(3) 減税の手続に当たっては、令第47条第1項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税關の確認後交付を受けた確認申告書(交付用)及び生地見本等を提示させるものとする。</p> <p>(4) 令第46条第2項ただし書の規定に基づき、原材料の輸出時に契約書等が提出されない場合には、各委託加工契約の最初の製品の輸入時に、確認申告書中「契約実績表(総括)(P 7700号-2)」の「契約に係る輸出原材料価格」欄に、1契約に係る輸出原材料の輸出申告価格を記入させ、「契約実績表(個別)(P 7700号-3)」の「契約数量」欄に、当該委託加工契約における輸出原材料ごとの数量(以下この節において「契約数量」という。)を記入させ、「残数量」欄に、輸出原材料ごとの実輸出数量から契約数量を差し引いた残数量を記入させ、「税關確認印」欄に、確認印(C 5000)を押なつする。なお、輸入者が希望する場合は、各委託加工契約が結ばれてから最初の製品の輸入時までの間に、上記契約数量の確認手続を行って差し支えない。また、各委託加工契約の2回目以降の製品の輸入申告の際には、税關が原本と照合した確認申告書の写しを確認申告書として提示させて差し支えない。</p> <p>(5) 及び(6) (同左)</p> <p>(加工組立減税に係る減税額算定の基礎となる輸出原材料の範囲)</p> <p>8 - 8 加工又は組立てに係る製品の減税額を算出するに当たって輸出原材料に含める範囲については、次による。</p> <p>(1) 輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第46条第1項((加工又は組立用貨物の輸出の手続))に規定する税關長の確認を受けたものであって、当該原材</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
<p>料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品が本邦に再輸入されることを要するが、次に掲げる貨物については、輸出原材料に含めて取り扱って差し支えない。</p> <p>イ及びロ(省略)</p> <p>(2)(省略)</p> <p>(加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続)</p> <p>8 - 10 令第24条((再輸入の期間の延長承認申請手続に関する規定の準用))において準用する定率法施行令第5条の3((再輸入の期間の延長の承認申請手続))に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」(T - 1065)とし、3通(原本、承認書用、輸入予定地税関送付用)を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち一通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合において、他の1通(輸入予定地税関官署送付用)は輸入予定地を所轄する税関官署又は主要輸入地所轄税関官署あて送付する。</p> <p>(特恵関税等を適用する場合の取扱い)</p> <p>8の2 1 (省略)</p> <p>(1) 受理審における取扱い</p> <p>受理担当審査官(以下「受理審」という。)が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ 特恵関税等適用停止の有無の確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品について、法第8条の3第1項及び第2項((特恵関税の適用の停止の原則等))又は第8条の4第1項((鉱工業產品等に対する特恵関税の適用の特例等))の規定により、特恵関税等の適用停止の有無の確認</p> <p>ロ 原産地証明書についての確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第27条第1項ただし書き((原産地証明書の提出を要しない貨物))に規定する物品である場合を除き、同条第1項((原産地証明書の提出))の規定による原産地証明書(規則別紙様式第1に定める様式のもの。その英文によるものの例は、Certificate of Origin(P - 8210))が添付されているか否か、更に、当該証明書が添付されているときは、令第27条第4項((原産地証明書の発給機関))に規定する正当な発給機関により発給されたものであるか否か、令第29条((原産地証明書の有効期間))に定める有効期間内のものであるか否か(有効期間内のものでないときは、同条ただし書((原産地証明書の有効期間の延長))に規定する</p>	<p>料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品が本邦に再輸入されることを要するが、次に掲げる貨物については、輸出原材料に含めて取り扱って差し支えない。</p> <p>イ及びロ(同左)</p> <p>(2)(同左)</p> <p>(加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続)</p> <p>8 - 10 令第48条((再輸入の期間の延長承認申請手続に関する規定の準用))において準用する定率法施行令第5条の3((再輸入の期間の延長の承認申請手続))に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」(T - 1065)とし、3通(原本、承認書用、輸入予定地税関送付用)を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち一通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合において、他の1通(輸入予定地税関官署送付用)は輸入予定地を所轄する税関官署又は主要輸入地所轄税関官署あて送付する。</p> <p>(特恵関税等を適用する場合の取扱い)</p> <p>8の2 1 (同左)</p> <p>(1) 受理審における取扱い</p> <p>受理担当審査官(以下「受理審」という。)が輸入申告等を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ 特恵関税等適用停止の有無の確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品について、法第8条の3第1項及び第2項((特恵関税の適用の停止の原則等))又は第8条の4第1項((鉱工業產品等に対する特恵関税の適用の特例等))並びに同項前段を準用する第8条の5第2項((精製銅に係る特恵関税の適用に関する特例))の規定により、特恵関税等の適用停止の有無の確認</p> <p>ロ 原産地証明書についての確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第51条第1項ただし書き((原産地証明書の提出を要しない貨物))に規定する物品である場合を除き、同条第1項((原産地証明書の提出))の規定による原産地証明書(規則別紙様式第1に定める様式のもの。その英文によるものの例は、Certificate of Origin(P - 8210))が添付されているか否か、更に、当該証明書が添付されているときは、令第51条第4項((原産地証明書の発給機関))に規定する正当な発給機関により発給されたものであるか否か、令第53条((原産地証明書の有効期間))に定める有効期間内のものであるか否か(有効期間内のものでないときは、同条ただし書((原産地証明書の有効期間の延長))に規定</p>

新	旧
<p>税関長の承認を受けているか否か) 及びその記載事項、また当該証明書が添付されていないときは、令第 28 条ただし書((原産地証明書の提出猶予))に規定する税関長の承認を受けているか否かについての確認</p> <p>ハ 自国関与品に関する確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 2 項((本邦から輸出された物品を原料又は材料とすることにより特恵受益国原産品とみなされる物品))の規定により令別表第 1 に掲げる国及び地域(以下この節において「特恵受益国」という。)の原産品とみなされる物品(以下本節において「自国関与品」という。)である場合には、令第 30 条第 1 項((自国関与品に係る本邦からの輸出物品についての証明))に規定する原産地証明書に添付すべき書類(規則別紙様式第 2 に定める様式のもの(以下本節において「添付証明書」という。)その英文によるものの例は、「Certificate of materials imported from Japan」(P - 8220))が添付されていること及びその記載事項の確認</p> <p>二 累積原産品に関する確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第 26 条第 3 項((特定の国から輸出された物品を原料又は材料とすることにより特恵受益国原産品とみなされる物品))の規定により特恵受益国の原産品とみなされる物品(以下この節において「累積原産品」という。)である場合には、令第 30 条第 3 項((自国関与品に係る本邦からの輸出物品についての証明に関する規定の準用))において準用する同条第 1 項及び第 2 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類(規則別紙様式第 3 に定める様式のもの(以下この節において「累積加工・製造証明書」という。)その英文によるものの例は、「Cumulative Working / Processing Certificate」(P - 8230)が添付されていること及びその記載事項の確認</p> <p>ホ 非原産国における積替え等に関する確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第 31 条第 1 項第 2 号又は第 3 号((特恵対象物品の本邦への運送方法))に掲げる物品に該当するときは、同条第 3 項第 1 号又は第 2 号((通し船荷証券の写し又は積替え等についての非原産国の証明書))に掲げる書類が添付されていること及びその記載事項の確認。この場合において、これらの書類を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるとき、同条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載)をもつて、これらの書類の提出があつたものとして取り扱つて差し支えない。</p> <p>ヘ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>する税関長の承認を受けているか否か) 及びその記載事項、また当該証明書が添付されていないときは、令第 52 条ただし書((原産地証明書の提出猶予))に規定する税関長の承認を受けているか否かについての確認</p> <p>ハ 自国関与品に関する確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第 50 条第 2 項((本邦から輸出された物品を原料又は材料とすることにより特恵受益国原産品とみなされる物品))の規定により令別表第 1 に掲げる国及び地域(以下この節において「特恵受益国」という。)の原産品とみなされる物品(以下本節において「自国関与品」という。)である場合には、令第 54 条第 1 項((自国関与品に係る本邦からの輸出物品についての証明))に規定する原産地証明書に添付すべき書類(規則別紙様式第 2 に定める様式のもの(以下本節において「添付証明書」という。)その英文によるものの例は、「Certificate of materials imported from Japan」(P - 8220))が添付されていること及びその記載事項の確認</p> <p>二 累積原産品に関する確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第 50 条第 3 項((特定の国から輸出された物品を原料又は材料とすることにより特恵受益国原産品とみなされる物品))の規定により特恵受益国の原産品とみなされる物品(以下この節において「累積原産品」という。)である場合には、令第 54 条第 3 項((自国関与品に係る本邦からの輸出物品についての証明に関する規定の準用))において準用する同条第 1 項及び第 2 項に規定する原産地証明書に添付すべき書類(規則別紙様式第 3 に定める様式のもの(以下この節において「累積加工・製造証明書」という。)その英文によるものの例は、「Cumulative Working / Processing Certificate」(P - 8230)が添付されていること及びその記載事項の確認</p> <p>ホ 非原産国における積替え等に関する確認</p> <p>当該輸入申告等に係る物品が令第 55 条第 1 項第 2 号又は第 3 号((特恵対象物品の本邦への運送方法))に掲げる物品に該当するときは、同条第 3 項第 1 号又は第 2 号((通し船荷証券の写し又は積替え等についての非原産国の証明書))に掲げる書類が添付されていること及びその記載事項の確認。この場合において、これらの書類を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるとき、同条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載)をもつて、これらの書類の提出があつたものとして取り扱つて差し支えない。</p> <p>ヘ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
<p>(原産地認定の基準)</p> <p>8の2 3 法第8条の2第1項又は第3項((特恵関税等))に規定する原産地の意義については、令第26条((原産地の意義))及び規則第8条((完全に生産された物品の指定))に規定されているが、これらの規定における用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(「原産地が明らかであると認めた物品」の取扱い)</p> <p>8の2 4 令第27条第1項第1号に規定する「税関長が物品の種類又は形態によりその原産地が明らかであると認めた物品」の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「原産地が明らかであると認めた物品」は、別に事務連絡する物品とすることとし、原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、特恵関税の適用上特に問題があると認められる場合であって、後記8の2 4の2の(3)及び(4)に規定する書類等によつても原産地が認定できない場合には、令第27条第1項第1号に該当しないこととなるので留意する。</p> <p>(2) なお、自国関与品に係るもの、累積原産品に係るもの及び非原産国を経由して本邦へ向けて運送されたもの(令第31条第3項に規定する書類の提出がある場合を除く。)については、原産地証明書の提出が必要な物品として取り扱うものとする。</p> <p>(少額貨物についての原産地の認定等)</p> <p>8の2 4の2 令第27条第2項((少額貨物についての原産地の認定))に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(「やむを得ない特別の事由」の意義)</p> <p>8の2 5 令第27条第4項((原産地証明書の有効性))に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) なお、通常の輸出手続に要すると認められる期間内(輸出後10日程度の遅れ)に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものと取り扱つて差し支えない。</p> <p>(税関以外の原産地証明書の発給機関で「税関長が適當と認めるもの」の取扱い)</p> <p>8の2 5の2 令第27条第4項((原産地証明書の発給機関))に規定する「税關</p>	<p>(原産地認定の基準)</p> <p>8の2 3 法第8条の2第1項又は第3項((特恵関税等))に規定する原産地の意義については、令第50条((原産地の意義))及び規則第8条((完全に生産された物品の指定))に規定されているが、これらの規定における用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(「原産地が明らかであると認めた物品」の取扱い)</p> <p>8の2 4 令第51条第1項第1号に規定する「税関長が物品の種類又は形態によりその原産地が明らかであると認めた物品」の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「原産地が明らかであると認めた物品」は、別に事務連絡する物品とすることとし、原産地証明書の提出を省略させるものとする。ただし、特恵関税の適用上特に問題があると認められる場合であって、後記8の2 4の2の(3)及び(4)に規定する書類等によつても原産地が認定できない場合には、令第51条第1項第1号に該当しないこととなるので留意する。</p> <p>(2) なお、自国関与品に係るもの、累積原産品に係るもの及び非原産国を経由して本邦へ向けて運送されたもの(令第55条第3項に規定する書類の提出がある場合を除く。)については、原産地証明書の提出が必要な物品として取り扱うものとする。</p> <p>(少額貨物についての原産地の認定等)</p> <p>8の2 4の2 令第51条第2項((少額貨物についての原産地の認定))に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(「やむを得ない特別の事由」の意義)</p> <p>8の2 5 令第51条第4項((原産地証明書の有効性))に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) なお、通常の輸出手続に要すると認められる期間内(輸出後10日程度の遅れ)に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものと取り扱つて差し支えない。</p> <p>(税關以外の原産地証明書の発給機関で「税關長が適當と認めるもの」の取扱い)</p> <p>8の2 5の2 令第51条第4項((原産地証明書の発給機関))に規定する「税關</p>

新	旧
<p>長が適當と認めるもの」の取扱いについては、別に事務連絡するところによるものとする。</p> <p>(原産地証明書の有効性の認定)</p> <p>8の2 6 令第27条第1項((原産地証明書の提出))の規定により税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であつても、当該証明書に記載された原産地が令第26条((原産地の意義))の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、この限りではない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。ただし、原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致しない場合であつても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>イ 原産地証明書の「8.原産地基準」の欄に記載された税番(以下本節において「記載税番」という。なお、税番は、当該原産地証明書に係る輸入物品が令第26条第1項第2号((実質的な変更を加える加工又は製造により生産された物品))に掲げる物品である場合に限り、記載されることになつてゐるので、留意する。)と、輸入物品に実際に適用されるべき税番(以下本節において「適用税番」という。)とが異なつても次のいずれかの場合に該当するとき。</p> <p>(イ) 記載税番に属する物品と適用税番に属する物品のいずれもが、規則別表の中欄に掲げられており、かつ、同表の下欄に同一の条件が規定されている場合。ただし、当該条件が非原産品割合により規定されている場合には、当該輸入物品の原材料のうち当該輸入物品を生産した国又は地域(以下「生産国」という。)以外の国又は地域(当該輸入物品が累積原産品である場合には、令第26条第3項に規定する東南アジア諸国を除く。)において生産されたもの(以下「非原産原材料」という。)の属する税番(2以上の税番にわたる場合を含む。)が、当該輸入物品の適用税番及び記載税番のいずれとも異なる場合に限る。</p> <p>(ロ)及び(ハ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 原産地証明書に記載されている物品の外装の記号、番号等と輸入物品の外装と記号、番号等とが一致しない場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められ、かつ、当該原産地証明書が当該物品にかかるものであることが明らかであるとき。</p> <p>(イ) (省略)</p>	<p>長が適當と認めるもの」の取扱いについては、別に事務連絡するところによるものとする。</p> <p>(原産地証明書の有効性の認定)</p> <p>8の2 6 令第51条第1項((原産地証明書の提出))の規定により税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であつても、当該証明書に記載された原産地が令第50条((原産地の意義))の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、この限りではない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。ただし、原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致しない場合であつても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>イ 原産地証明書の「8.原産地基準」の欄に記載された税番(以下本節において「記載税番」という。なお、税番は、当該原産地証明書に係る輸入物品が令第50条第1項第2号((実質的な変更を加える加工又は製造により生産された物品))に掲げる物品である場合に限り、記載されることになつてゐるので、留意する。)と、輸入物品に実際に適用されるべき税番(以下本節において「適用税番」という。)とが異なつても次のいずれかの場合に該当するとき。</p> <p>(イ) 記載税番に属する物品と適用税番に属する物品のいずれもが、規則別表の中欄に掲げられており、かつ、同表の下欄に同一の条件が規定されている場合。ただし、当該条件が非原産品割合により規定されている場合には、当該輸入物品の原材料のうち当該輸入物品を生産した国又は地域(以下「生産国」という。)以外の国又は地域(当該輸入物品が累積原産品である場合には、令第50条第3項に規定する東南アジア諸国を除く。)において生産されたもの(以下「非原産原材料」という。)の属する税番(2以上の税番にわたる場合を含む。)が、当該輸入物品の適用税番及び記載税番のいずれとも異なる場合に限る。</p> <p>(ロ)及び(ハ) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 原産地証明書に記載されている物品の外装の記号、番号等と輸入物品の外装と記号、番号等とが一致しない場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認められ、かつ、当該原産地証明書が当該物品にかかるものであることが明らかであるとき。</p> <p>(イ) (同左)</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
<p>(口) 当該輸入物品が<u>令第31条第1項第3号</u>((非原産国において一時蔵置され又は博覧会等に出品された貨物))に該当する物品であつて、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入物品の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 紛失等の理由により再発給された原産地証明書の場合には、当該証明書に“DUPLICATE”又は“DUPLICATA”と表示される等再発給されたものであることが明らかに表示されていること。</p> <p>なお、再発給された原産地証明書の発給年月日は、当初の原産地証明書が発給された日付であるので、<u>令第29条</u>((原産地証明書の有効期間))の規定の適用に当たり留意する。</p> <p>(5) 輸入物品が<u>令第31条第1項第3号</u>に該当する物品である場合において、特恵受益国における発給の際に“PROVISIONAL”又は“PROVISIONAL”の文字が表示された原産地証明書については、当該物品の非原産国から本邦への輸出の際に当該特恵受益国における原産地証明書発給機関により、これらの文字が抹消されていること。この場合には、当該発給機関の修正印等に留意する。</p> <p>(「災害その他やむを得ない理由」の意義)</p> <p>8の2 7 令<u>第28条</u>ただし書((原産地証明書の提出猶予))及び<u>令第29条</u>ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(輸入許可前引取りの承認を受けることを条件として承認を受けられる貨物の範囲)</p> <p>8の2 8 令<u>第28条</u>ただし書に規定する関税法第73条第1項((輸入の許可前ににおける貨物の引取り))に規定する税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、法第8条の2第1項に規定する特恵受益国(同条第3項に規定する特別特恵受益国を除く。)を原産地とする法別表第3の第2欄に掲げる物品以外の物品(ただし、法第8条の3第1項又は第2項の規定により政令をもつて特恵関税の適用が停止された物品を除く。)とする。</p> <p>(原産地証明書の提出猶予の承認申請手続)</p> <p>8の2 9 令<u>第28条</u>ただし書の規定による原産地証明書の提出猶予についての税関長の承認の申請は、「特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書」(P 8200)2通(原本、承認書用)を提出することにより行わせ、承認したと</p>	<p>(口) 当該輸入物品が<u>令第55条第1項第3号</u>((非原産国において一時蔵置され又は博覧会等に出品された貨物))に該当する物品であつて、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入物品の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 紛失等の理由により再発給された原産地証明書の場合には、当該証明書に“DUPLICATE”又は“DUPLICATA”と表示される等再発給されたものであることが明らかに表示されていること。</p> <p>なお、再発給された原産地証明書の発給年月日は、当初の原産地証明書が発給された日付であるので、<u>令第53条</u>((原産地証明書の有効期間))の規定の適用に当たり留意する。</p> <p>(5) 輸入物品が<u>令第55条第1項第3号</u>に該当する物品である場合において、特恵受益国における発給の際に“PROVISIONAL”又は“PROVISIONAL”の文字が表示された原産地証明書については、当該物品の非原産国から本邦への輸出の際に当該特恵受益国における原産地証明書発給機関により、これらの文字が抹消されていること。この場合には、当該発給機関の修正印等に留意する。</p> <p>(「災害その他やむを得ない理由」の意義)</p> <p>8の2 7 令<u>第52条</u>ただし書((原産地証明書の提出猶予))及び<u>令第53条</u>ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(輸入許可前引取りの承認を受けることを条件として承認を受けられる貨物の範囲)</p> <p>8の2 8 令<u>第52条</u>ただし書に規定する関税法第73条第1項((輸入の許可前ににおける貨物の引取り))に規定する税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、法第8条の2第1項に規定する特恵受益国(同条第3項に規定する特別特恵受益国を除く。)を原産地とする法別表第3の第2欄に掲げる物品以外の物品(ただし、法第8条の3第1項又は第2項の規定により政令をもつて特恵関税の適用が停止された物品を除く。)とする。</p> <p>(原産地証明書の提出猶予の承認申請手続)</p> <p>8の2 9 令<u>第52条</u>ただし書の規定による原産地証明書の提出猶予についての税関長の承認の申請は、「特恵関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書」(P 8200)2通(原本、承認書用)を提出することにより行わせ、承認したと</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
<p>ときは、猶予期間を記載し、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で適當と認める期間とするものとする。</p> <p>(原産地証明書の有効期間延長の承認申請手続)</p> <p>8の2 11 令第29条に規定する有効期間を経過した原産地証明書について同条ただし書の規定により有効期間の延長の承認を受けようとするときは、適宜の様式による申請書2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(自国関与品について原産地証明書発給機関が発給する添付証明書の要件)</p> <p>8の2 12 自国関与品について特恵関税等の適用を受けようとする場合に令第30条第1項の規定により原産地証明書に添付すべき添付証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(累積加工・製造証明書の要件)</p> <p>8の2 13 累積原産品について特恵関税の適用を受けようとする場合に、令第30条第3項の規定により原産地証明書に添付すべきこととされている累積加工・製造証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該累積加工・製造証明書の「原材料」欄には、令第26条第3項に規定する東南アジア諸国のうちそれぞれの国において当該累積原産品の生産のために原料又は材料として使用された物品の品名、数量、価額及びその生産国が記載されていること。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(本邦からの輸出物品を原材料として生産された物品の証明の取扱い)</p> <p>8の2 14 令第26条第3項に規定する東南アジア諸国において、本邦から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品について、同項の規定により特恵関税の適用を受ける場合の証明は、累積加工・製造証明書による。</p> <p>(直送運送に関する取扱い)</p> <p>8の2 15 令第31条第1項((特恵対象物品の本邦への運送))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p>	<p>ときは、猶予期間を記載し、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として2か月以内で適當と認める期間とするものとする。</p> <p>(原産地証明書の有効期間延長の承認申請手続)</p> <p>8の2 11 令第53条に規定する有効期間を経過した原産地証明書について同条ただし書の規定により有効期間の延長の承認を受けようとするときは、適宜の様式による申請書2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(自国関与品について原産地証明書発給機関が発給する添付証明書の要件)</p> <p>8の2 12 自国関与品について特恵関税等の適用を受けようとする場合に令第54条第1項の規定により原産地証明書に添付すべき添付証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(累積加工製造証明書の要件)</p> <p>8の2 13 累積原産品について特恵関税の適用を受けようとする場合に、令第54条第3項の規定により原産地証明書に添付すべきこととされている累積加工・製造証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 当該累積加工・製造証明書の「原材料」欄には、令第50条第3項に規定する東南アジア諸国のうちそれぞれの国において当該累積原産品の生産のために原料又は材料として使用された物品の品名、数量、価額及びその生産国が記載されていること。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(本邦からの輸出物品を原材料として生産された物品の証明の取扱い)</p> <p>8の2 14 令第50条第3項に規定する東南アジア諸国において、本邦から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品について、同項の規定により特恵関税の適用を受ける場合の証明は、累積加工・製造証明書による。</p> <p>(直送運送に関する取扱い)</p> <p>8の2 15 令第55条第1項((特恵対象物品の本邦への運送))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p>

新	旧
<p>(携帯品等における少額貨物についての原産地の決定)</p> <p>8の2 17 本邦に入国する者がその入国際に携帯し又は別送して輸入する物品(以下この項において「携帯品等」という。)における令第27条第1項第2号((少額貨物についての原産地の認定))に規定する「課税価格の総額」及び同条第2項((税関長による原産地の認定))に関する取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(関税割当制度の適用)</p> <p>8の5-1 法第8条の5第2項((関税割当制度))の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2-1から9の2-4まで(関税割当制度の適用)の規定を準用する。</p> <p>(メキシコ協定に基づく関税割当制度の適用)</p> <p>8の6-1 法第8条の6第1項から第3項((メキシコ協定に基づく関税割当制度))及び第8条の7((メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度))の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2-1(関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い)から9の2-4(関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続)までの規定を準用する。この場合において、「関税割当制度に関する政令(昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。)第3条第1項((証明書の提出))」とあるのは「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成17年政令第35号。以下この節及び関税暫定措置法基本通達(昭和48年8月15日蔵関第1150号)8の9-1において「メキシコ協定割当政令」という。)第2条第1項((関税割当証明書の提出))」と、「割当政令」とあるのは「メキシコ協定割当政令」と、「第2条第3項((証明書の発給))」とあるのは「第1条第9項((関税割当証明書の発給))」と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、「第3条第2項((輸入申告者))」とあるのは「第2条第2項((輸入申告者))」と、「第2条第4項((証明書の有効期間))」とあるのは「第1条第10項((関税割当証明書の有効期間))」と、「関税割当貨物証明書第 号」とあるのは「メキシコ協定関税割当貨物関税割当証明書第 号」と、「第3条第1項ただし書((証明書の提出の猶予))」とあるのは「第2条第1項ただし書((関税割当証明書の提出の猶予))」と、「「関税割当証明書提出猶予申請書」(T-1000)」とあるのは「「メキシコ協定関税割当証明書提出猶予申請書」(T-1000-2)」と、「第3条第1項ただし書」とあるのは「第2条第1項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、蔵入承認申請が行われた場合に、当該申請に係る貨物が経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度を</p>	<p>(携帯品等における少額貨物についての原産地の決定)</p> <p>8の2 17 本邦に入国する者がその入国際に携帯し又は別送して輸入する物品(以下この項において「携帯品等」という。)における令第51条第1項第2号((少額貨物についての原産地の認定))に規定する「課税価格の総額」及び同条第2項((税関長による原産地の認定))に関する取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(関税割当制度の適用)</p> <p>8の6-1 法第8条の6第2項((関税割当制度))の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2-1から9の2-4まで(関税割当制度の適用)の規定を準用する。</p> <p>(メキシコ協定に基づく関税割当制度の適用)</p> <p>8の7-1 法第8条の7第1項から第3項((メキシコ協定に基づく関税割当制度))及び第8条の8((メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度))の規定による関税割当制度の適用については、定率法基本通達9の2-1(関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い)から9の2-4(関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続)までの規定を準用する。この場合において、「関税割当制度に関する政令(昭和36年政令第153号。以下、この節において「割当政令」という。)第3条第1項((証明書の提出))」とあるのは「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成17年政令第35号。以下この節及び関税暫定措置法基本通達(昭和48年8月15日蔵関第1150号)8の9-1において「メキシコ協定割当政令」という。)第2条第1項((関税割当証明書の提出))」と、「割当政令」とあるのは「メキシコ協定割当政令」と、「第2条第3項((証明書の発給))」とあるのは「第1条第9項((関税割当証明書の発給))」と、「暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率」とあるのは「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品の当該譲許の便益」と、「第3条第2項((輸入申告者))」とあるのは「第2条第2項((輸入申告者))」と、「第2条第4項((証明書の有効期間))」とあるのは「第1条第10項((関税割当証明書の有効期間))」と、「関税割当貨物証明書第 号」とあるのは「メキシコ協定関税割当貨物関税割当証明書第 号」と、「第3条第1項ただし書((証明書の提出の猶予))」とあるのは「第2条第1項ただし書((関税割当証明書の提出の猶予))」と、「「関税割当証明書提出猶予申請書」(T-1000)」とあるのは「「メキシコ協定関税割当証明書提出猶予申請書」(T-1000-2)」と、「第3条第1項ただし書」とあるのは「第2条第1項ただし書」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、蔵入承認申請が行われた場合に、当該申請に係る貨物が経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度を</p>

新	旧
<p>適用して輸入しようとするもののうち、メキシコ協定割当政令別表第2第1項若しくは第2項又は同令別表第3第1項に該当するものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際にメキシコ協定割当政令第1条第9項((関税割当証由書の発給))に規定する関税割当証明書(当該貨物と同一の品目に係る割当てがされているものに限る。)の提示を求める。</p> <p>(更正等が行われた場合のメキシコ税率の適用等)</p> <p><u>8の6-2 法第8条の6第4項</u>((メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止))の規定による関税の譲許の適用については、前記8の4-1(特定特恵鉱工業產品等に係る限度額等の管理等)のなお書及び8の4-2(特恵関税の適用停止の際の取扱い)の(4)の規定を準用する。この場合において、「特恵関税」とあるのは「メキシコ税率」と、「特恵対象物品」とあるのは「メキシコ協定附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品」と、「法第8条の4第1項」とあるのは「法第8条の6第4項」と、「原産地証明書等」とあるのは「メキシコ協定原産地証明書等」と読み替えるものとする。</p> <p>(軽減税率等の適用手続)</p> <p>8の9-1 法第8条の9((軽減税率等の適用手続))の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。</p> <p>(1) 令第35条第1項((軽減税率等の適用についての手続))に規定する書面は、「軽減税率適用等明細書」(T-1670)とし、2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4(特例申告を除く納税申告の方法)参照))を輸入(納税)申告書(特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書。以下この項において同じ。)に添付して提出させる。</p> <p>この場合において、受理税関官署と当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち1通(事後確認用)を当該貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。</p> <p>(2) 令第34条第1項第7号((丸粒とうもろこし))に掲げる物品のうち、税関長が予め確認を行つた施設において飼料用に供されるものについては、共同利用施設確認書の写しを輸入(納税)申告書に添付して提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第34条第1項第8号((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし))に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用に使用するものについて、コーンフレーク製造者が、ひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造業者に委託して行う場合にあっては、当該委託を証する書類として委託加工契約書の写しを輸入(納税)申告書に添付して提</p>	<p>適用して輸入しようとするもののうち、メキシコ協定割当政令別表第2第1項若しくは第2項又は同令別表第3第1項に該当するものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際にメキシコ協定割当政令第1条第9項((関税割当証由書の発給))に規定する関税割当証明書(当該貨物と同一の品目に係る割当てがされているものに限る。)の提示を求める。</p> <p>(更正等が行われた場合のメキシコ税率の適用等)</p> <p><u>8の7-2 法第8条の7第4項</u>((メキシコ協定に基づく関税割当制度等の適用の停止))の規定による関税の譲許の適用については、前記8の4-1(特定特恵鉱工業產品等に係る限度額等の管理等)のなお書及び8の4-2(特恵関税の適用停止の際の取扱い)の(4)の規定を準用する。この場合において、「特恵関税」とあるのは「メキシコ税率」と、「特恵対象物品」とあるのは「メキシコ協定附属書1の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品」と、「法第8条の4第1項」とあるのは「法第8条の7第4項」と、「原産地証明書等」とあるのは「メキシコ協定原産地証明書等」と読み替えるものとする。</p> <p>(軽減税率等の適用手続)</p> <p>8の9-1 法第8条の9((軽減税率等の適用手続))の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。</p> <p>(1) 令第63条第1項((軽減税率等の適用についての手続))に規定する書面は、「軽減税率適用等明細書」(T-1670)とし、2通(原本、事後確認用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。(関税法基本通達7-4(特例申告を除く納税申告の方法)参照))を輸入(納税)申告書(特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告書。以下この項において同じ。)に添付して提出させる。</p> <p>この場合において、受理税関官署と当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち1通(事後確認用)を当該貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。</p> <p>(2) 令第62条第1項第8号((丸粒とうもろこし))に掲げる物品のうち、税関長が予め確認を行つた施設において飼料用に供されるものについては、共同利用施設確認書の写しを輸入(納税)申告書に添付して提出させるものとする。</p> <p>(3) 令第62条第1項第9号((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし))に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用に使用するものについて、コーンフレーク製造者が、ひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造業者に委託して行う場合にあっては、当該委託を証する書類として委託加工契約書の写しを輸入(納税)申告書に添付して提</p>

新	旧
<p>出させるものとする。</p> <p>(4) 令第34条第1項第1号((学校給食用脱脂粉乳))及び同項第16号((農林漁業用の重油及び粗油))に掲げる物品については、それぞれ令第35条第2項((農林水産大臣の証明書の提出))及び((農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書の提出))の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなつてゐるので留意する。</p> <p>(5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者(特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告者(関税法第7条の2第1項((申告の特例))に規定する特例申告者をいう。))は、令第35条第3項((航空機部分品等に関する規定の準用))において準用する令第8条第2項((輸入申告者の限定))の規定により当該物品の使用者に限定されている。</p> <p>ただし、令第34条第1項第1号に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第2号((配分飼料製造用脱脂粉乳))、第3号((配分飼料製造用ホエイ等))及び第9号((でん粉糖等製造用でん粉))に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を同項第7号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者を、また、同項第16号に掲げる重油及び粗油については、その販売者をいうことに留意する。</p> <p>(6) 上記(1)の明細書が、令第34条第1項(軽減税率の適用について手続を要する物品の指定)に掲げる物品のうち割当政令別表に掲げる物品に係るものであるときは、同政令第2条第3項((関税割当証明書の発給))の規定に基づき発給された関税割当証明書を、令第34条第2項((讓許の便益の適用について手続を要する物品の指定))に規定する物品であるときは、メキシコ協定割当政令第1条第9項((関税割当制度の発給))の規定に基づき発給された関税割当証明書を当該明細書に添付して提出させるものとする。</p> <p>(学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の9-2 令第34条第1項第1号((学校等給食用脱脂粉乳))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第35条第2項((主務大臣の証明書の添付))の規定により、軽減税率適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれの文部科学省スポーツ・青少年局長又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に委任されているので、留意する。</p> <p>(4) 令第35条第3項((輸入申告者の限定))に規定する「物品の配分を行う者」とは、文部科学省スポーツ・青少年局長又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が学校等給食用脱脂粉乳の配分を行う者として証明する者であつて、農林水産省生産局長が適当と認める者である。具体的には、当該物品に対して</p>	<p>提出させるものとする。</p> <p>(4) 令第62条第1項第1号((学校給食用脱脂粉乳))及び同項第20号((農林漁業用の重油及び粗油))に掲げる物品については、それぞれ令第63条第2項((農林水産大臣の証明書の提出))及び((農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書の提出))の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなつてゐるので留意する。</p> <p>(5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者(特例申告に係る指定貨物にあっては、特例申告者(関税法第7条の2第1項((申告の特例))に規定する特例申告者をいう。))は、令第63条第3項((航空機部分品等に関する規定の準用))において準用する令第8条第2項((輸入申告者の限定))の規定により当該物品の使用者に限定されている。</p> <p>ただし、令第62条第1項第1号に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第2号((配分飼料製造用脱脂粉乳))、第3号((配分飼料製造用ホエイ等))及び第10号((でん粉糖等製造用でん粉))に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を同項第8号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者を、また、同項第20号に掲げる重油及び粗油については、その販売者をいうことに留意する。</p> <p>(6) 上記(1)の明細書が、令第62条第1項(軽減税率の適用について手続を要する物品の指定)に掲げる物品のうち割当政令別表に掲げる物品に係るものであるときは、同政令第2条第3項((関税割当証明書の発給))の規定に基づき発給された関税割当証明書を、令第62条第2項((讓許の便益の適用について手続を要する物品の指定))に規定する物品であるときは、メキシコ協定割当政令第1条第9項((関税割当制度の発給))の規定に基づき発給された関税割当証明書を当該明細書に添付して提出させるものとする。</p> <p>(学校等給食用脱脂粉乳に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の9-2 令第62条第1項第1号((学校等給食用脱脂粉乳))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 令第63条第2項((主務大臣の証明書の添付))の規定により、軽減税率適用明細書への添付を要する文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書については、その証明権限が、それぞれの文部科学省スポーツ・青年局長又は厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に委任されているので、留意する。</p> <p>(4) 令第63条第3項((輸入申告者の限定))に規定する「物品の配分を行う者」とは、具体的には、前条第1号に規定する学校又は幼稚園の児童、生徒又は幼児の給食用脱脂粉乳については、日本体育・学校健康センターであり、また、同号に規定する児童福祉施設の児童の給食用脱脂粉乳については、児童</p>

新	旧
<p>農林水産大臣が発給する関税割当証明書の受給者であるので、留意する。</p> <p>(配合飼料製造用脱脂粉乳等に関する用語の意義)</p> <p>8の9-3 令第34条第1項第2号((配合飼料用脱脂粉乳))及び第3号((配合飼料用ホエイ等))に掲げる物品に関する用語の意義については、次による。</p> <p>令第1条((配合飼料等の指定))及び令第47条第2項((配合飼料))において規定する「飼料以外の用途に適しないもの」の取扱いについては、定率法基本通達13-10((「飼料以外の用途に適しないもの」の意義))の規定を準用する。</p> <p>(乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等に関する用語の意義)</p> <p>8の9-4 令第34条第1項第4号((乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等))に規定する「乳幼児用の調製粉乳」とは、乳児の正常な栄養要求を満たす乳母の代替となる粉乳、幼児の栄養補助となる粉乳又は胎児・乳児の正常な栄養要求を目的とした妊産婦・授乳婦用の粉乳として製造される粉乳をいうものとする。</p> <p>(コーンフレーク等製造用とうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の9-5 令第34条第1項第7号((丸粒とうもろこし))及び第8号((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第35条第1項第2号((軽減税率適用明細書の記載事項))に規定する「当該物品の用途及び使用場所」とは、コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒にあつては、当該製品の製造および当該製造場所をいうものとする。</p> <p>なお、コーンフレーク製造者が原料とうもろこしからのひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造者に委託して行う場合には、「ひき割りとうもろこしの製造及び当該製造場所」をも含むものとする。</p> <p>(3) 令第35条第10項第1号((コーンフレーク製造用とうもろこしに関する帳簿の記載事項))に規定する「受入先」とは、ひき割りとうもろこし製造者がコーンフレーク製造者の委託を受けた場合における当該製造委託者(コーンフレーク製造者)をいう。</p> <p>(飼料用に供するとうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の9-6 令第3条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に掲げる用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 令第3条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に規定する「飼料用に供する場所」とは、次の場所及び施設をいう。</p> <p>イ 七号物品使用者が直接飼料に供する場所</p>	<p>育成協会であるので、留意する。</p> <p>(配合飼料製造用脱脂粉乳等に関する用語の意義)</p> <p>8の9-3 令第62条第1項第2号((配合飼料用脱脂粉乳))及び第3号((配合飼料用ホエイ等))に掲げる物品に関する用語の意義については、次による。</p> <p>令第1条((配合飼料等の指定))及び令第69条第2項((配合飼料))において規定する「飼料以外の用途に適しないもの」の取扱いについては、定率法基本通達13-10((「飼料以外の用途に適しないもの」の意義))の規定を準用する。</p> <p>(乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等に関する用語の意義)</p> <p>8の9-4 令第62条第1項第4号((乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ等))に規定する「乳幼児用の調製粉乳」とは、乳児の正常な栄養要求を満たす乳母の代替となる粉乳、幼児の栄養補助となる粉乳又は胎児・乳児の正常な栄養要求を目的とした妊産婦・授乳婦用の粉乳として製造される粉乳をいうものとする。</p> <p>(コーンフレーク等製造用とうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の9-5 令第62条第1項第8号((丸粒とうもろこし))及び第9号((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第63条第1項第2号((軽減税率適用明細書の記載事項))に規定する「当該物品の用途及び使用場所」とは、コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒にあつては、当該製品の製造および当該製造場所をいうものとする。</p> <p>なお、コーンフレーク製造者が原料とうもろこしからのひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造者に委託して行う場合には、「ひき割りとうもろこしの製造及び当該製造場所」をも含むものとする。</p> <p>(3) 令第63条第10項第1号((コーンフレーク製造用とうもろこしに関する帳簿の記載事項))に規定する「受入先」とは、ひき割りとうもろこし製造者がコーンフレーク製造者の委託を受けた場合における当該製造委託者(コーンフレーク製造者)をいう。</p> <p>(飼料用に供するとうもろこしに関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の9-6 令第3条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に掲げる用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 令第3条((飼料用に供するとうもろこしの指定))に規定する「飼料用に供する場所」とは、次の場所及び施設をいう。</p> <p>イ 八号物品使用者が直接飼料に供する場所</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
<p>□ (省略)</p> <p>ハ 複数の<u>七号物品使用者</u>が、自ら飼料を製造するために共同で所有する施設</p> <p>(2) 規則第1条の2((共同利用施設の要件))に規定する「管理者」とは、令第3条第1項((飼料用に供するとうもろこしの指定))に規定する共同利用施設において、軽減税率適用原料、副原料及び製品飼料の搬出入を管理し、令第<u>35条</u>((軽減税率の適用についての手続等))に規定する記帳義務等についての責任を負う者をいう。</p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>(7) 令第<u>35条</u>((軽減税率の適用についての手続等))の規定により共同利用施設の確認を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記載等については、次によるものとする。</p> <p>イ (省略)</p> <p>□ 原料品と製品は別個の帳簿に記載させることとし、原料品については輸入者ごとに別葉とさせる。</p> <p>この場合、年度別に一連の番号とした製造番号を付す等により、それらの相互の関係を明確にさせることとする。</p> <p>なお、令第<u>35条</u>の記帳義務等の規定は、(1)ハの施設についても適用されることに留意する。</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(でん粉等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の9-7 令第<u>34条第1項第9号</u>((でん粉糖等の製造に使用するでん粉))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>同号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。</p> <p>(参考) (省略)</p> <p>(軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用揮発油等に係る同時蔵置の取扱い)</p> <p>8の9-8 軽減税率の適用を受けた令第<u>34条第1項第13号</u>((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油、第14号((石油化学製品製造用灯油))に掲げる灯油又は<u>第15号</u>((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油(以下本項において「石油化学製品製造用揮発油等」という。)及び<u>その他の揮発油、灯油又は軽油</u>(以下本項において「<u>その他の揮発油等</u>」という。)に係る同時蔵置については、次による。</p> <p>(1) 軽減税率の適用を受けた令第<u>34条第1項第13号</u>に掲げる揮発油、同条第</p>	<p>□ (省略)</p> <p>ハ 複数の<u>八号物品使用者</u>が、自ら飼料を製造するために共同で所有する施設</p> <p>(2) 規則第1条の2((共同利用施設の要件))に規定する「管理者」とは、令第3条第1項((飼料用に供するとうもろこしの指定))に規定する共同利用施設において、軽減税率適用原料、副原料及び製品飼料の搬出入を管理し、令第<u>63条</u>((軽減税率の適用についての手続等))に規定する記帳義務等についての責任を負う者をいう。</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>(7) 令第<u>63条</u>((軽減税率の適用についての手続等))の規定により共同利用施設の確認を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記載等については、次によるものとする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>□ 原料品と製品は別個の帳簿に記載させることとし、原料品については輸入者ごとに別葉とさせる。</p> <p>この場合、年度別に一連の番号とした製造番号を付す等により、それらの相互の関係を明確にさせることとする。</p> <p>なお、令第<u>63条</u>の記帳義務等の規定は、(1)ハの施設についても適用されることに留意する。</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(でん粉等の製造に使用するでん粉に関する用語の意義及び取扱い等)</p> <p>8の9-7 令第<u>62条第1項第10号</u>((でん粉糖等の製造に使用するでん粉))に掲げる物品に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>同号に規定する「でん粉糖」とは、でん粉を酸又は酵素で加水分解することにより製造される水あめ、ぶどう糖等の糖類をいう。</p> <p>(参考) (同左)</p> <p>(軽減税率の適用を受けた石油化学製品製造用揮発油等に係る同時蔵置の取扱い)</p> <p>8の9-8 軽減税率の適用を受けた令第<u>62条第1項第14号</u>((石油化学製品製造用原油))に掲げる原油、<u>第15号</u>((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油、<u>第16号</u>((石油化学製品製造用灯油))に掲げる灯油又は<u>第17号</u>((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油(以下本項において「石油化学製品製造用揮発油等」という。)及び<u>その他の原油、揮発油、灯油又は軽油</u>(以下本項において「<u>その他の揮発油等</u>」という。)に係る同時蔵置については、次による。</p> <p>(1) 軽減税率の適用を受けた令第<u>62条第14号</u>に掲げる原油、同条第<u>15号</u>に掲</p>

新	旧
<p><u>14号に掲げる灯油又は同条第15号に掲げる軽油について、同時蔵置を認めて差し支えない。</u> (2)～(5) (省略)</p> <p><u>(石油化学製品製造用揮発油等について「製造に使用するもの」の意義)</u> 8の9-9 令第34条第1項第13号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油、 第14号((石油化学製品製造用灯油))に掲げる灯油及び第15号((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油について、法の別表第1第2710.11号の1の(1)のCの(1)、第2710.11号の1の(2)のBの(2)の(i)、第2710.19号の1の(1)のBの(2)の(i)、第2710.11号の1の(3)の(1)及び第2710.19号の1の(2)の(1)に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがつて、例えば原料用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される(外熱方式)揮発油も含まれる。</p> <p><u>(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)</u> 8の9-10 令第34条第1項第16号((農林漁業用重油及び粗油))に掲げる重油及び粗油(以下本項において「農林漁業用重油等」という。)に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「農林漁業用に供されるもの」の意義 法の別表第1第2710.19号の1の のAの(b)の (軽減税率の適用を受ける農林漁業用の重油及び粗油)に規定する「農林漁業の用に供されるもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。 イ～ハ (省略)</p> <p>(2) 保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い 軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第6条((石油製品の混合))に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に關税納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届(C-3260)を提示させること等により、法の別表第1第2710.19号の1の のAの(b)の に規定する性質を有するものであることを確認するものとする。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者 令第35条第14項((農林漁業用重油等に関する帳簿の備付け))及び同条第</p>	<p>げる揮発油、同条第16号に掲げる灯油又は同条第17号に掲げる軽油について、同時蔵置を認めて差し支えない。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(6) <u>石油化学製品製造用揮発油等で上記(2)(上記(5)を含む。)により同時蔵置されたものについては、法第6条第1項((石油化学製品製造用揮発油等に係る關税の還付))の規定による關税の還付が行われないように留意する。</u></p> <p><u>(石油化学製品等製造用揮発油等について「製造に使用するもの」の意義)</u> 8の9-9 令第62条第1項第15号((石油化学製品製造用揮発油))に掲げる揮発油及び第16号((石油化学製品製造用軽油))に掲げる軽油並びに第17号((石油化学製品製造用灯油))に掲げる灯油について、法の別表第1第2710.11号の1の(1)のCの(b)の(1)に規定する「製造に使用するもの」とは、当該製品の製造工程において、直接使用されるものをいう。したがつて、例えば原料用揮発油の分解のための熱源として炉内において金属製反応管の外部で消費される(外熱方式)揮発油も含まれる。</p> <p><u>(農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等)</u> 8の9-10 令第62条第1項第20号((農林漁業用重油及び粗油))に掲げる重油及び粗油(以下本項において「農林漁業用重油等」という。)に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「農林漁業用に供されるもの」の意義 法の別表第1第2710.19号の1の のAの の(i) (軽減税率の適用を受ける農林漁業用の重油及び粗油)に規定する「農林漁業の用に供されるもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。 イ～ハ (同左)</p> <p>(2) 保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い 軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第6条((石油製品の混合))に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に關税納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告(特例申告に係る指定貨物にあつては、特例申告)の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届(C-3260)を提示させること等により、法の別表第1第2710.19号の1の のAの の(i)に規定する性質を有するものであることを確認するものとする。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者 令第63条第14項((農林漁業用重油等に関する帳簿の備付け))及び同条第</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
<p>15 項((農林漁業用重油等に関する業務の報告))の規定の意義及び取扱いについては、次による。 イ～ハ (省略) (7) (省略)</p> <p>(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)</p> <p>8の9 - 11 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、令第35条((軽減税率等の適用についての手続等))の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、令第35条において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1) 令第34条第1項第6号((コーンスターク製造用とうもろこし))に掲げる物品については、「コーンスターク製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P - 8010)</p> <p>(2) 令第34条第1項第7号((丸粒とうもろこし))に掲げる物品については、「丸粒とうもろこしに関する帳簿」(P - 8014)及び「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」(P - 8013)</p> <p>(3) 令第34条第1項第8号((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし))に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用のものについては、「コーンフレーク製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P - 8015)</p> <p>(4) 令第34条第1項第10号((糖みつ))に掲げる物品については、「軽減税率の適用を受けた糖みつに関する帳簿」(P - 8020)</p> <p>(5) 令第34条第1項第16号((農林漁業用重油及び粗油))に掲げる物品については、「農林漁業用無税重油等受払台帳」(P - 8040)</p> <p>(6) (省略)</p>	<p>15 項((農林漁業用重油等に関する業務の報告))の規定の意義及び取扱いについては、次による。 イ～ハ (同左) (7) (同左)</p> <p>(軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け)</p> <p>8の9 - 11 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、令第63条((軽減税率等の適用についての手続等))の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、令第63条において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1) 令第62条第1項第6号((コーンスターク製造用とうもろこし))に掲げる物品については、「コーンスターク製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P - 8010)</p> <p>(2) 令第62条第1項第8号((丸粒とうもろこし))に掲げる物品については、「丸粒とうもろこしに関する帳簿」(P - 8014)及び「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」(P - 8013)</p> <p>(3) 令第62条第1項第9号((コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造用とうもろこし))に掲げる物品のうち、コーンフレーク製造用のものについては、「コーンフレーク製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P - 8015)</p> <p>(4) 令第62条第1項第11号((糖みつ))に掲げる物品については、「軽減税率の適用を受けた糖みつに関する帳簿」(P - 8020)</p> <p>(5) 令第62条第1項第20号((農林漁業用重油及び粗油))に掲げる物品については、「農林漁業用無税重油等受払台帳」(P - 8040)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(石油化学製品製造用原油に係る使用状況の報告書)</p> <p>8の9 - 12 令第63条第4項((軽減税率の適用手続))において準用する令第10条((使用状況の報告))の規定に基づき、令第62条第1項第14号((石油化学製品製造用原油))に掲げる石油又は歴青油(以下本項において「石油化学製品製造用原油」という。)を石油化学製品の製造に使用した者に対して、以下により報告を求めるものとする。</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
	<p>なお、当該報告書の提出を受けた税関は、事務の参考として 1 月分の報告書を取りまとめ、翌月中に本省（関税局関税課）へ報告する。</p> <p>(1) <u>使用状況の報告は、毎月分の製造の実績について翌月 15 日までに適宜の様式による報告書 1 通を製造工場を所轄する税関（減免担当）へ提出することにより行わせる。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)の報告書には、以下の事項について記載させるものとする。ただし、石油化学製品製造用原油が他の原料品と混合使用される場合にあつては、報告書に記載すべき数量は、当該製造工場における製造方法、工場設備及び製造工程並びに混合使用される他の原料品の種類その他の事情を勘案して合理的と認められる数量（例えば、製造管理のために使用されるコンピュータ・シミュレーションに基づく数量等）に基づくこととして差し支えない。</u></p> <p>イ <u>使用した石油化学製品製造用原油の数量並びに製品及び副産物の製造数量（いずれも重量ベース）</u></p> <p>(イ) <u>使用した石油化学製品製造用原油が液状の場合には、容量（15 度に換算したもの）を併記する。</u></p> <p>(ロ) <u>製品及び副産物は、反応後の一次製品（例えば、トップガス、エチレン、プロピレン、B B 留分、分解ガソリン、分解重油等）により区分して記載する。</u></p> <p>ロ <u>上記(1)の製品及び副産物のうち、石油化学製品製造用以外の用途（例えば、自動車用ガソリン又は L P G の製造用等）に使用し、又は、当該用途に供するため譲渡したもの及び燃料として消費したものがあつた場合には、その用途及び数量（重量ベース）</u></p> <p>(3) <u>使用状況の報告の内容に変更があることが判明した場合には、変更内容、理由等を記載した書類を添えて所轄税関に提出させる。</u></p>
<p>（配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告）</p> <p>8の9-12 令第35条第8項((業務に関する報告))の規定に基づき配合飼料製造者及び受託製造者は、使用状況の報告を次のとおり行うものとする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>	<p>（配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告）</p> <p>8の9-13 令第63条第8項((業務に関する報告))の規定に基づき配合飼料製造者及び受託製造者は、使用状況の報告を次のとおり行うものとする。</p> <p>(1)～(3)（同左）</p>
<p>（コーンスターク製造用とうもろこしに係る使用状況の報告）</p> <p>8の9-13 令第35条第4項((帳簿等の備付け及び使用状況の報告の規定の準用))において準用する同令第10条((使用状況の報告))の規定によるコーンスターク製造用とうもろこしに係る使用状況の報告は、毎月分の製造の実績について翌月15日までに「コーンスターク製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(P - 8010)又はこれに代わる帳簿の写し 1 通をコーンスターク製造業者から当該製造者の製造工場の所在地を所轄する税関(事後確認担当)へ提出させることにより</p>	<p>（コーンスターク製造用とうもろこしに係る使用状況の報告）</p> <p>8の9-14 令第63条第4項((帳簿等の備付け及び使用状況の報告の規定の準用))において準用する同令第10条((使用状況の報告))の規定によるコーンスターク製造用とうもろこしに係る使用状況の報告は、毎月分の製造の実績について翌月15日までに「コーンスターク製造用無税とうもろこしに関する帳簿」(税關様式 P - 8010)又はこれに代わる帳簿の写し 1 通をコーンスターク製造業者から当該製造者の製造工場の所在地を所轄する税關(事後確認担当)へ提出させることにより</p>

新	旧
行わせる。	より行わせる。
(丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告)	(丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告)
8の9-14 令第35条第11項((使用状況の報告))の規定に基づき、丸粒とうもろこしの輸入者に対して、「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」(P-8013)により、毎月分の引渡の実績(毎月棚卸しの翌日から当月の棚卸しまでの期間)について翌月10日までに1通を輸入地を所轄する税関(事後確認担当)へ提出を求めるものとする。	8の9-15 令第63条第11項((使用状況の報告))の規定に基づき、丸粒とうもろこしの輸入者に対して、「丸粒とうもろこしの使用状況報告書」(P-8013)により、毎月分の引渡の実績(毎月棚卸しの翌日から当月の棚卸しまでの期間)について翌月10日までに1通を輸入地を所轄する税関(事後確認担当)へ提出を求めるものとする。
(用途外使用等に該当しない場合)	(用途外使用等に該当しない場合)
9-1 次に掲げる場合は、法第9条((用途外使用等の制限))に規定する「その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること(以下本節において「用途外使用等」という。)に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記(5)及び(6)に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」(T-1285)1通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出させる。	9-1 次に掲げる場合は、法第9条((用途外使用等の制限))に規定する「その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること(以下本節において「用途外使用等」という。)に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記(5)及び(6)に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」(T-1285)1通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出させる。
(1)~(4) (省略)	(1)~(4) (同左)
(5) 法第8条の9第1項((軽減税率の適用手続))に規定する軽減税率の適用を受けた令第34条第1項第1号((学校等給食用脱脂粉乳))に掲げる物品が、次に掲げる用途に使用される場合であつても、その数量が当該用途につき合理的に必要とされる量の範囲内であれば、法第9条に規定する用途外使用には該当しないものとして取り扱う。	(5) 法第8条の9第1項((軽減税率の適用手続))に規定する軽減税率の適用を受けた令第62条第1項第1号((学校等給食用脱脂粉乳))に掲げる物品が、次に掲げる用途に使用される場合であつても、その数量が当該用途につき合理的に必要とされる量の範囲内であれば、法第9条に規定する用途外使用には該当しないものとして取り扱う。
イ~ヘ (省略)	イ~ヘ (同左)
(6) (省略)	(6) (同左)
(用途外使用等の承認)	(用途外使用等の承認)
9-2 法第9条ただし書((やむを得ない場合の用途外使用等の承認))に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。	9-2 法第9条ただし書((やむを得ない場合の用途外使用等の承認))に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。
(1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支えない。	(1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支えない。
イ (省略)	イ (同左)
ロ 法第8条の9第1項((軽減税率の適用手続))に規定する軽減税率の適用を受けた令第34条第1項第1号((学校等給食用脱脂粉乳))に掲げる物品であつて、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供しようとする場合及び同	ロ 法第8条の9第1項((軽減税率の適用手続))に規定する軽減税率の適用を受けた令第62条第1項第1号((学校等給食用脱脂粉乳))に掲げる物品であつて、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供しようとする場合及び同

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
<p>条の規定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合</p> <p>ハ 法第8条の9第1項に規定する軽減税率の適用を受けた令第34条第1項第16号((農林漁業用の重油及び粗油))に掲げる物品が、災害等により汚損したため、他の用途に供しようとする場合</p> <p>二 (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 令第36条第1項((用途外使用等の承認の申請手続))に規定する申請書は、「用途外使用等承認申請書」(T-1140)とし、2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印(C-5006)を押なつして、申請者に交付する。</p> <p>(用途外使用の承認を受けた物品についての変質等による減税手続)</p> <p>10-1 令第37条((変質等による減税手続))に規定する申請書は、「変質、損傷減税申請書」('変質・損傷減税明細書')(T-1010)の表題中「明細書」を「申請書」に訂正のうえ、使用させて差し支えない。)とし、2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印(C-5006)を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(減免税物品の亡失又は滅却の届出手続)</p> <p>10-2 令第38条((亡失及び滅却の届出))の規定に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(減免税物品の転用)</p> <p>10の2-1 法第10条の2((関税の軽減、免税を受けた物品の転用))において準用する定率法第20条の3((関税の軽減、免税等を受けた物品の転用))及び令第39条((減免税物品の転用ができる場合))において準用する定率法施行令第61条の2((減免税物品の転用ができる場合の指定等))の規定の適用については、定率法基本通達20の3-1(関税の軽減、免除等を受けた物品の転用)20の3-2(転用の確認申請の手続)の(1)及び20の3-3(用途外使用等の場合の関税の徴収額)の規定を準用する。</p> <p>この場合において、定率法基本通達20の3-2の(1)に規定する「減免税物品の転用確認申請書」は、令第36条第1項((用途外使用等の承認の申請手続))の規定による用途外使用等の承認申請書(前記9-2(用途外使用等の承認)の(3)参照)とともに提出させるものとする。</p> <p>(承認小売業者の承認申請手続き等)</p>	<p>条の規定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合</p> <p>ハ 法第8条の9第1項に規定する軽減税率の適用を受けた令第62条第1項第20号((農林漁業用の重油及び粗油))に掲げる物品が、災害等により汚損したため、他の用途に供しようとする場合</p> <p>二 (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 令第64条第1項((用途外使用等の承認の申請手続))に規定する申請書は、「用途外使用等承認申請書」(T-1140)とし、2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印(C-5006)を押なつして、申請者に交付する。</p> <p>(用途外使用の承認を受けた物品についての変質等による減税手続)</p> <p>10-1 令第65条((変質等による減税手続))に規定する申請書は、「変質、損傷減税申請書」('変質・損傷減税明細書')(T-1010)の表題中「明細書」を「申請書」に訂正のうえ、使用させて差し支えない。)とし、2通(原本、承認書用)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印(C-5006)を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(減免税物品の亡失又は滅却の届出手続)</p> <p>10-2 令第66条((亡失及び滅却の届出))の規定に関する取扱いは、次による。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(減免税物品の転用)</p> <p>10の2-1 法第10条の2((関税の軽減、免税を受けた物品の転用))において準用する定率法第20条の3((関税の軽減、免税等を受けた物品の転用))及び令第67条((減免税物品の転用ができる場合))において準用する定率法施行令第61条の2((減免税貨物の転用ができる場合の指定等))の規定の適用については、定率法基本通達20の3-1(関税の軽減、免除等を受けた物品の転用)20の3-2(転用の確認申請の手続)の(1)及び20の3-3(用途外使用等の場合の関税の徴収額)の規定を準用する。</p> <p>この場合において、定率法基本通達20の3-2の(1)に規定する「減免税物品の転用確認申請書」は、令第64条第1項((用途外使用等の承認の申請手続))の規定による用途外使用等の承認申請書(前記9-2(用途外使用等の承認)の(3)参照)とともに提出させるものとする。</p> <p>(承認小売業者の承認申請手続き等)</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達) 4 / 1 施行

新	旧
<p>10の4-1 法第10条の4に規定する小売業者(以下この節において「小売業者」という。)の承認は、次により行う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第41条第1項の規定による小売業者の承認申請は、「小売業者承認申請書」(P-9600)2通(原本、承認書用)を提出させることにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(3) 令第41条第2項に規定する小売業者の承認の内容に変更があったときの手続は、「小売業者承認申請書」を適宜訂正した「小売業者承認内容変更届」2通(原本、小売業者控)に上記(2)により交付を受けた小売業者の承認書を添付して提出させることにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、小売業者の承認書を訂正の上、当該承認内容変更届(小売業者控)に受理印を押なつして届出者に交付するものとする。</p> <p>(関税の免除が摘要される金額の上限の確認)</p> <p>10の4-3 令第42条に規定する関税の免除が適用される金額の上限の確認は、下記(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)又は(2)に定めるとおり行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特定旅客が自ら輸入申告をする場合又は通関業者以外の者が代理して輸入申告をする場合</p> <p>輸入申告の都度、令第43条第3項の規定により搭乗券等の提示を求め、当該搭乗券等の余白に受理印を押印するものとする。提示を受けた搭乗券等に既に税関の受理印又は上記(1)の業者印が押印されている場合には、当該特定旅客からそれまでに購入した物品に係る購入を証する書類の提示を求め、関税の免除を受けた物品の価格の合計額が適正なものであるかを審査するものとする。</p> <p>(承認の取消しの通知)</p> <p>10の4-5 令第45条に規定する書面には、関税法基本通達89-6の(3)による「不服申立て等について」(C-7009)を添付するものとする。</p>	<p>10の4-1 法第10条の4に規定する小売業者(以下この節において「小売業者」という。)の承認は、次により行う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第67条の3第1項の規定による小売業者の承認申請は、「小売業者承認申請書」(P-9600)2通(原本、承認書用)を提出させることにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印を押なつして申請者に交付する。</p> <p>(3) 令第67条の3第2項に規定する小売業者の承認の内容に変更があったときの手続は、「小売業者承認申請書」を適宜訂正した「小売業者承認内容変更届」2通(原本、小売業者控)に上記(2)により交付を受けた小売業者の承認書を添付して提出させることにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、小売業者の承認書を訂正の上、当該承認内容変更届(小売業者控)に受理印を押なつして届出者に交付するものとする。</p> <p>(関税の免除が摘要される金額の上限の確認)</p> <p>10の4-3 令第67条の4に規定する関税の免除が適用される金額の上限の確認は、下記(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)又は(2)に定めるとおり行うものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 特定旅客が自ら輸入申告をする場合又は通関業者以外の者が代理して輸入申告をする場合</p> <p>輸入申告の都度、令第67条の5第3項の規定により搭乗券等の提示を求め、当該搭乗券等の余白に受理印を押印するものとする。提示を受けた搭乗券等に既に税関の受理印又は上記(1)の業者印が押印されている場合には、当該特定旅客からそれまでに購入した物品に係る購入を証する書類の提示を求め、関税の免除を受けた物品の価格の合計額が適正なものであるかを審査するものとする。</p> <p>(承認の取消しの通知)</p> <p>10の4-5 令第67条の7に規定する書面には、関税法基本通達89-6の(3)による「不服申立て等について」(C-7009)を添付するものとする。</p>